

太良町次世代育成支援行動計画

“子育て・子育ち たら夢づくり”プラン

～子どもの夢づくり・まちの夢づくり宣言～

平成 17 年 3 月

佐賀県太良町

はじめに

我が国では、高齢者が増える一方、生まれてくる子どもの数が減り続けております。本町も例外ではなく急速な少子高齢化が及ぼす様々な問題が懸念されます。

こうした少子化の流れを変えていくために、核家族や働く女性が増える中、多様なライフスタイルに合わせ、平成13年に策定した太良町エンゼルプランのもとに安心して子育てのできる町を目指して子育て支援に取り組んできたところですが、今回、『太良町エンゼルプラン』を発展的に移行する計画として『太良町次世代育成支援行動計画』を策定いたしました。

この計画は、地域住民と行政、民間事業者が一体となり、子育てを地域で支える仕組み、子育てに夢の持てる環境を整備するための指針となるものです。

「子どもたちを、そして子ども時代を誇りに思えるまち」を基本目標に掲げ、地域で子どもの成長を喜びあえる町を目指し、実現するため、町民の皆さまのご理解とご参加をお願い申し上げます。

最後に、本計画の策定にあたり、貴重なご意見やご指導をいただきました太良町次世代育成支援行動計画策定委員の皆さまはじめ、アンケートにご協力いただきました町民の皆さま並びに関係者の皆さまに心からお礼申し上げます。

平成17年3月

太良町長 百 武 豊

目 次

第1章 計画の策定にあたって	1
1 計画策定の趣旨.....	3
2 計画の位置づけと期間.....	4
(1) 計画の位置づけと役割.....	4
(2) 計画の期間.....	5
(3) 計画の対象.....	5
(4) 計画推進のための行動指針.....	6
第2章 次世代育成をめぐる国・県の動き.....	9
1 国の取組みと次世代育成支援対策の方針.....	11
(1) 国における取組み.....	11
(2) 次世代育成支援対策をめぐる国の方針.....	13
2 佐賀県の次世代育成支援行動目標.....	14
第3章 子どもや子育てをめぐる状況と課題.....	17
1 町の少子化の状況.....	19
(1) 人口動向.....	19
(2) 少子化の背景.....	23
(3) 少子化による子どもへの影響.....	24
(4) 家族の状況.....	25
(5) 女性の就労状況.....	26
2 本町における子育ての状況と支援ニーズ.....	28
(1) 保育の状況.....	28
(2) 日頃の子育てに対する意識.....	29
(3) 子育てにかかわる支援ニーズ.....	31
(4) 女性の就労状況と今後の意向.....	33
3 子育て・子育てをめぐると課題.....	35
第4章 目標とする次世代育成支援の姿.....	37
1 計画の基本方針.....	39
2 めざす姿（目標像）.....	41
3 施策の目標.....	42
施策目標1 全ての子どもがたくましい成長と自立をともに支えあいます .	42
施策目標2 喜びとゆとりを実感できる子育てをともに支えあいます..	44
施策目標3 子育て・子育てを支える安心安全な環境をともに築きます	45
4 前期計画における重点プロジェクト.....	46
第5章 みんなでめざす12の行動目標.....	49
1 全ての子どもがたくましい成長と自立をともに支えあいます.....	51
(1) 子どもの人権と主体性を尊重します.....	51
(2) 成長段階に応じた一貫した子どもの健康づくりを支援します... 52	
(3) 子どもの学びを支援します.....	54
(4) 子どもの豊かな体験機会を充実します.....	55
(5) 要保護児童や要支援家庭などを支援します.....	56

2	喜びとゆとりを実感できる子育てをともに支えあいます.....	59
(1)	子育て支援環境を充実します.....	59
(2)	子育て家庭の子育て力の向上と母子の健康づくりを支援します..	61
(3)	子育てを経済的に支援します.....	62
(4)	就労している子育て家庭を支援します.....	63
3	子育て・子育てを支える安心安全な環境をともに築きます.....	65
(1)	子供の目線に立った遊び場づくり、居場所づくりに取り組みます..	65
(2)	子育てにやさしいバリアフリーの安全なまちづくりを進めます..	67
(3)	町民の意識を高め、地域の子育て力・子育て力を高めます.....	69
第6章 計画の推進のために		71
1	計画の推進体制を確立します.....	73
2	サービス提供体制を整備・充実します.....	73
3	平成21年度までの主要事業の目標.....	73
資 料 編		76
1.	太良町次世代育成支援行動計画策定委員会の委員名簿.....	77
2.	用語説明.....	78

第1章 計画の策定にあたって

1 計画策定の趣旨

わが国で「少子化」という言葉が公に使われ始めたのが平成4年の「国民生活白書」からです。また、“出生率が低下し子どもの数が減少する”事象として広く認識されたのが平成2年に合計特殊出生率^{*}が戦後最低の1.57を記録したときであり、いわゆる「1.57ショック」と呼ばれました。

それから10余年が過ぎた今日、少子化は、従来の予測を上回る勢いで進み、平成15年には合計特殊出生率が1.29にまで低下し、人口規模を維持するために必要な2.07（人口置換水準）を大きく下回っています。

今日のように急速な少子化が進むと、子ども自身の自立性や社会性、協調性を育む機会の減少にとどまらず、近い将来には社会経済全体の根底を変えるさまざまな影響が生じるものと危惧されています。

このため、平成15年7月に「次世代育成支援対策推進法」が制定され、国、地方公共団体、企業等が一体となって次代の社会を担う子どもが健やかに生まれ、育成される社会づくりに向け、もう一段の取組みを進めることが法的に明記されました。

また、この法律に基づき、すべての地方自治体に対しては、今後10年間の集中的、計画的な次世代育成支援の取組みを進めるため、「次世代育成支援地域行動計画」を策定することが義務づけられました。

本町では、平成13年に児童育成計画「太良町エンゼルプラン」を策定し、これをもとに子育て支援事業をはじめとする諸事業に取り組んできたところですが、上記のような背景から、「太良町エンゼルプラン」を見直し、次世代育成支援対策推進法の目的・理念である「子育ての社会化」の視点に立って、次代を担う子どもや子育て家庭を総合的に支援するため、ここに「太良町次世代育成支援行動計画」～子育て・子育て たら夢づくりプラン～を策定するものです。

^{*}合計特殊出生率：

15～49歳の女子の年齢別出生率を合計したもので、1人の女子が一生の間に産むと想定される子どもの数に相当します。人口規模を維持するために必要な合計特殊出生率の水準、「人口の置換水準」は2.07となっています。

2 計画の位置づけと期間

(1) 計画の位置づけと役割

① 計画の位置づけ

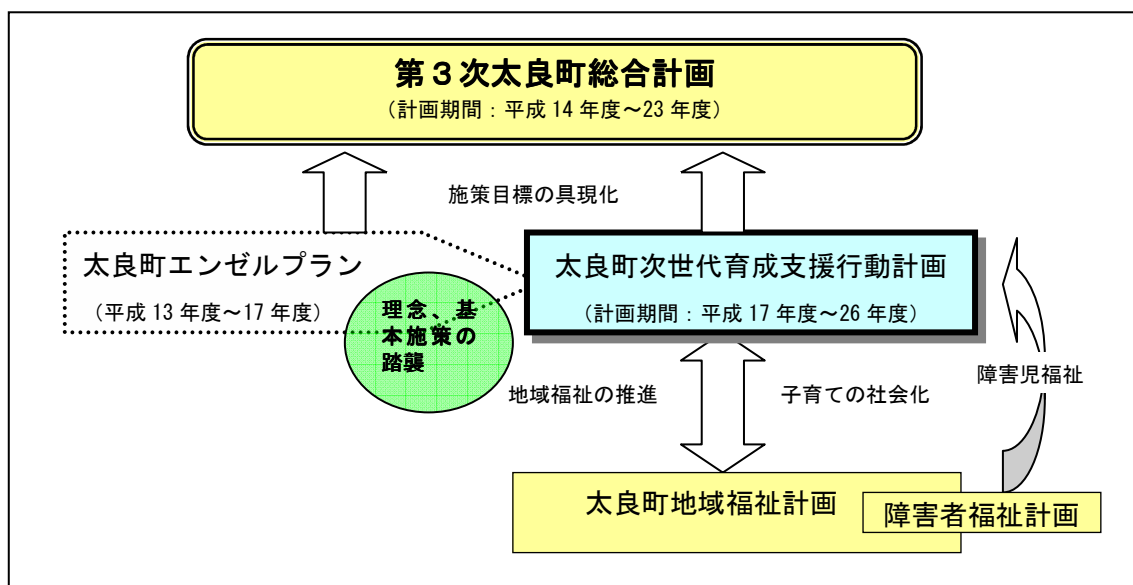
この計画は、「次世代育成支援対策推進法」(第 8 条)に基づき、次代を担う子どもの健全な育成と子育て家庭への支援にかかわる施策を総合的に推進するため、基本的な考え方やこれを実現する上で必要な施策を体系的に取りまとめた法定計画です。

② 他の計画との関係

この計画は、平成 13 年に策定した「太良町エンゼルプラン」(計画終期平成 17 年度)の考え方を継承することを基本に、次世代育成支援行動計画策定に係る国の指針、「行動計画策定指針」をふまえた内容として取りまとめたものであり、福祉・保健・医療にとどまらず、教育、労働、生活環境など、子どもや子育て家庭の支援に関する幅広い施策分野を対象としています。

その意味で、今後の町政の総合指針であり町の上位計画である「第 3 次太良町総合計画」(計画期間：平成 14 年度～平成 23 年度)に対しては、その施策目標を実現するための個別計画として位置づけられます。また、次世代育成支援対策推進法の理念である、子育てを社会全体で支援していく“子育ての社会化”の考え方から、平成 16 年度に策定した「太良町地域福祉計画」と整合を図るものとしています。

■図表 1 次世代育成支援行動計画の位置づけ



③ 計画の役割

この計画は、子育てを直接担う家庭とそれらを支える地域、保育所、幼稚園、児童館、学校、企業などに対し、基本的な行動目標を示し、その実現への役割と積極的な活動を担っていくことを期待するものです。

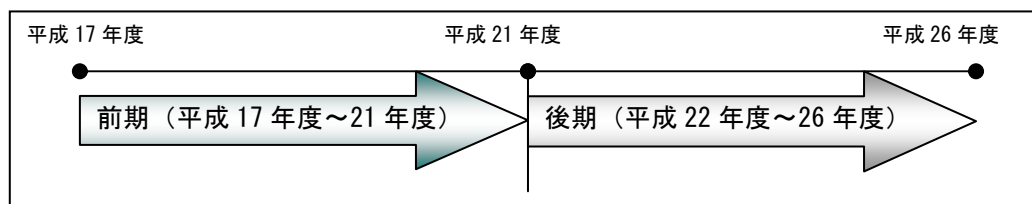
この計画は、国・県や関係市町との連携、協調を図るための手がかりとするものです。

(2) 計画の期間

計画期間は、上記推進法が 10 か年の時限立法であることから、平成 17 年度から平成 21 年度までの 5 年間を前期、平成 22 年度から平成 26 年度までの 5 年間を後期とし、平成 21 年度に必要な見直しを行い後期計画として策定するものとします。

また、行動計画の推進にあたっては、年度ごとに計画の実施状況を把握・点検し、その結果について町民に公表するものとします。

■図表 2 計画期間



(3) 計画の対象

この計画の対象は、すべての子どもとその家庭はもとより、地域や事業所、関係団体、行政機関など地域を構成するすべての個人及び団体としています。

また、この計画では、「子ども」の年齢を 18 歳未満としています。

(4) 計画推進のための役割・行動指針

この計画を推進していくためには、行政による公的な対応だけでなく、家庭、地域、保育所、幼稚園、児童館、学校、事業所など地域を構成するそれぞれの主体が果たすべき役割を認識し、相互に連携しながら重層的な子育て支援、子育て支援のネットワークを築いていくことが重要です。

このため、次に掲げるそれぞれの行動指針に沿った取組みに努めます。

区分	期待される（果たすべき）役割、行動指針
<p>家庭 (保護者)</p>	<p>家庭（保護者）は、子どもの健康づくりや人間形成、教育、しつけなどの全般にわたって第一義的な責任を負うものであり、子どもの健全な成長を育む基本的な場です。</p> <p>このため、子育ての主体としての自覚を強く持つようにするとともに、子どもの人権と自主性を尊重しながら、家族全員の協力のもとに子どもが健やかにのびのびと育まれる環境づくりに取り組みましょう。</p> <p>また、家事分担や生活体験など日常の多くの機会をとらえながら、家族の一員としての子どもの意識と役割を高めましょう。</p> <p>子どものさまざまな体験の場を広げる意味からも、保護者自身が積極的に地域とのかかわりを持つように努めましょう。</p>
<p>地 域</p>	<p>地域は、子育てをはじめ、個人や家庭が抱えるさまざまな問題などを住民同士が支えあう機能を持つとともに、社会参加の場を提供する機能を有するものです。</p> <p>こうした地域の役割を再認識しあい、住民の主體的な参加のもとに、地域が本来有していた相互扶助の機能を高めていくとともに、様々な行事や地域活動の活性化に努め、子どもの社会性、協調性を育む機会の充実に努めましょう。</p>

区分	期待される（果たすべき）役割、行動指針
<p>保育所 幼稚園 児童館 学校</p>	<p>保育所、幼稚園、児童館、学校は、基礎基本的な知識の習得とともに、多様な体験活動を通じて、子ども一人ひとりの個性を伸ばす場でもあり、家庭や地域住民などと連携し、地域に開かれた施設として、それぞれの機能を発揮できるように努めましょう。</p> <p>また、男女が協力して家庭生活を築くことや地域活動・ボランティア活動への参加の大切さを教えていきたいと思います。</p>
<p>事業所</p>	<p>事業所などは、親子の家庭でのゆとりのある時間を確保するため、勤務時間の短縮・完全週休2日制や育児・介護休業制度等への積極的な取り組みが求められるとともに、ボランティア休暇の導入、地域の児童健全育成活動への支援等、地域貢献に配慮した取り組みを進めましょう。</p>
<p>行政 (町)</p>	<p>町は、国・県との緊密な連携を強め、子育て支援事業や施設整備など関連施策の効果的、計画的な推進に努めるとともに、それぞれの専門性を生かし、家庭をはじめ、学校、地域や事業所などに対する啓発、相談・指導・援助の充実を図ります。</p>

第2章 次世代育成をめぐる国・県の動き

1 国の取組みと次世代育成支援対策の方針

(1) 国における取組み

国では、一段と進む少子化の流れを変えるために、平成6年に「エンゼルプラン」を示し、平成11年には少子化対策推進基本方針に基づく「新エンゼルプラン」をそれぞれ策定し、これらに基づき総合的な少子化対策が進められてきました。

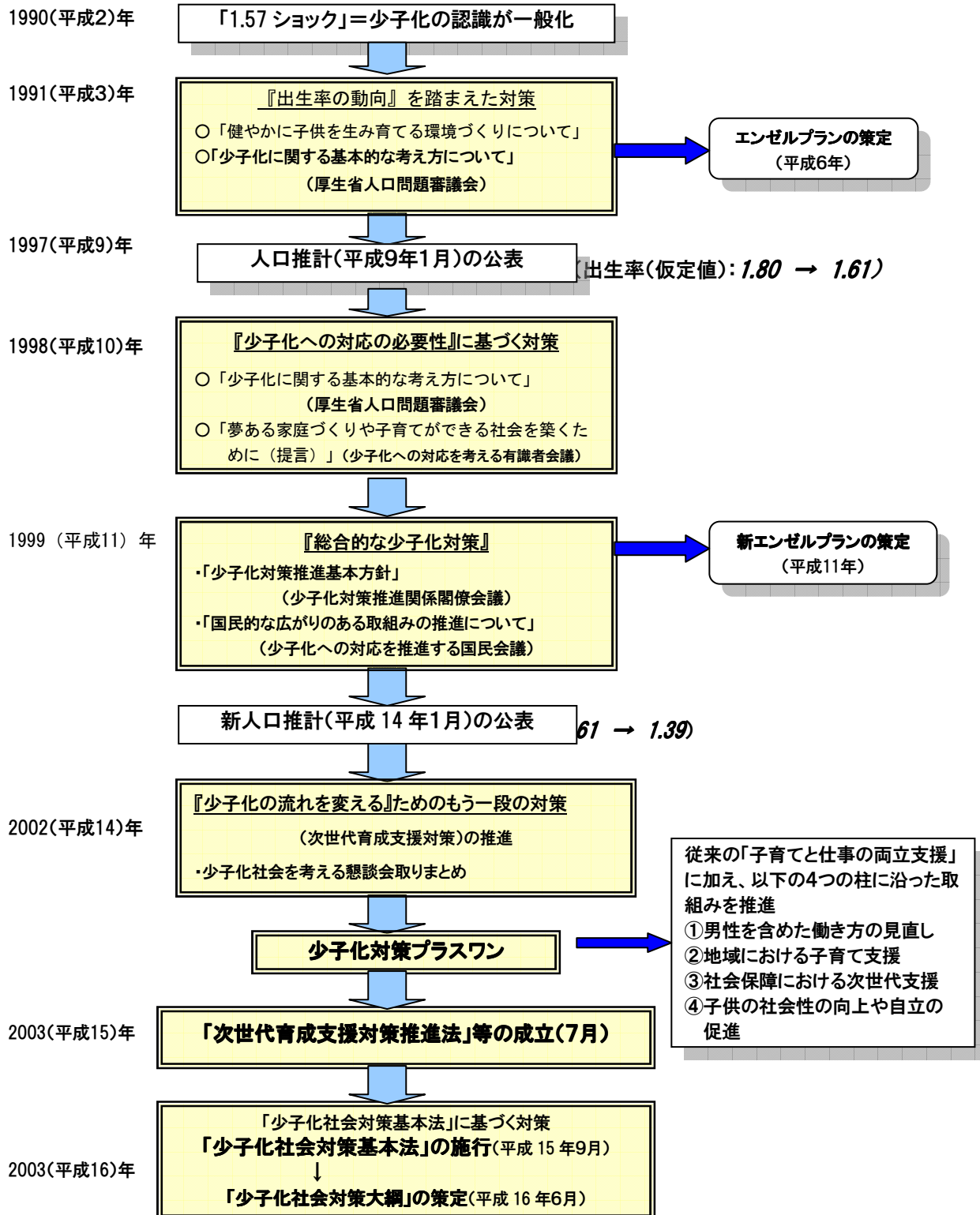
また、平成14年には、少子化の進行が一層明らかになったことを受け、もう一段の対策を進めるべく「少子化対策プラスワン」を掲げ、保育に関する施策など「子育てと仕事の両立支援」が中心であった従来の取組みに加え、「男性を含めた働き方の見直し」、「地域における子育て支援」、「社会保障における次世代支援」、「子どもの社会性の向上や自立の促進」という4つの柱に沿って、総合的な取組みを推進することになりました。

さらに、「夫婦の出生力の低下」という新しい要因が把握されたことから地方公共団体及び企業における10年間の集中的・計画的な取組みを促進するため、この計画の根拠法となっている「次世代育成支援対策推進法」が平成15年7月に制定され、国では引き続き、少子化対策のなお一層強力な推進のための協議が進められています。

とりわけ、次世代育成支援対策の基盤整備期間における2年目の取組みとして、平成16年では「児童手当制度の支給対象年齢の引き上げ」や「児童虐待防止対策等の充実・強化」、「新たな小児慢性特定疾患対策の確立等」の措置、あるいは「育児休業・介護の対象労働者の拡大、育児休業期間の延長」などを柱とする、関連3法案（児童手当法改正法案、児童福祉法改正法案、育児休業等改正法案）が提出されるなど、次世代育成支援対策の法制度面での拡充が進められようとしています。

このほか、次世代育成支援対策推進法と同時期に成立した「少子化社会基本法」に基づき、内閣府を中心に関係省庁によりさまざまな少子化対策が講じられています。

■ 図表 3 国の次世代育成支援対策・少子化対策の経緯



(2) 次世代育成支援対策をめぐる国の方針

「次世代育成支援地域行動計画」の策定に関して、次世代育成支援対策推進法に基づき、国（7省庁）では以下のような指針を示しています。

■ 図表 4 国の策定指針に示される8つの視点と検討すべき7つの項目

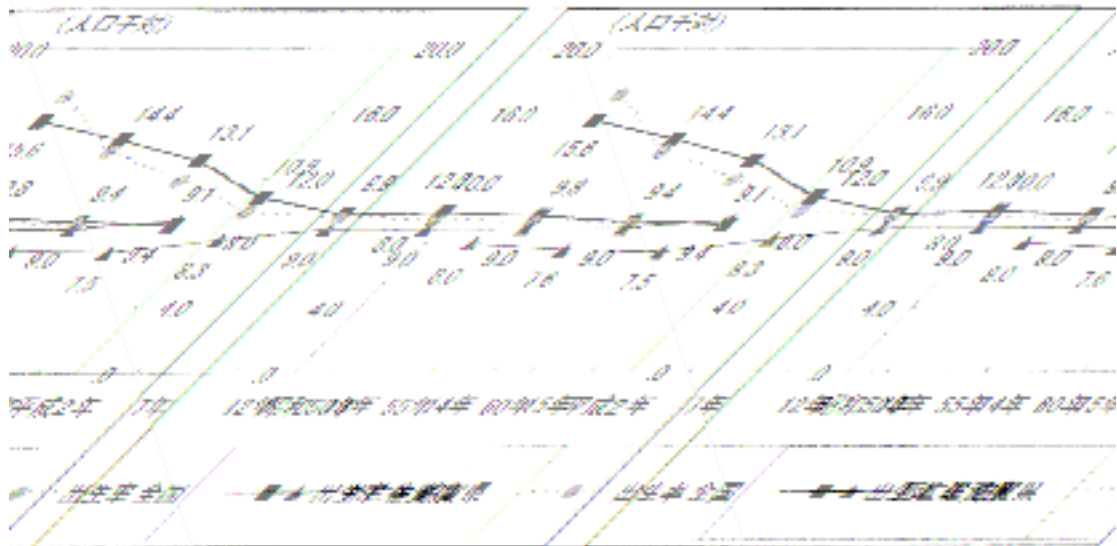


2 佐賀県の次世代育成支援行動目標

佐賀県では、結婚や出産に関する意識の多様化と相まって少子化が一段と進行し、出生数は年々低下する傾向にあり、平成15年の出生率（人口千人対）は9.1人となっています。

また、合計特殊出生率でも一貫して低下傾向が続き、平成15年では1.51と、全国平均の1.29を上回る水準を維持しているものの、県の記録としては過去最低となっています。

■図表 5 佐賀県の年次別人口動態



■図表 6 佐賀県の合計特殊出生率の推移

	昭和60年	平成2年	平成7年	平成11年	平成12年	平成13年	平成14年	平成15年
佐賀県	1.85	1.75	1.84	1.58	1.87	1.82	1.58	1.51
全国	1.76	1.54	1.42	1.34	1.36	1.33	1.32	1.29

注：合計特殊出生率とは、15歳から49歳までの女子の年齢別出生率を合計したもので1人の女子が仮にその年次の年齢別出生率で一生涯の間に生むとしたときの子ども数に相当する。

資料：人口動態統計

こうした少子化の進行を受け、佐賀県では、次代を担う子どもの健全育成や子育ての支援・少子化対策を積極的に推進するため、平成15年度に「佐賀県新エンゼルプラン」を策定し、その中で、次のような基本目標と行動目標を掲げています。

■図表7 佐賀県新エンゼルプランの基本目標と行動目標

【基本目標】

子育てにやさしい佐賀県をめざして
～ 社会連帯による子育て支援 ～



【子育て支援に関する5つの視点】

- 視点1 子育てと仕事の両立支援
- 視点2 地域における子育て支援
- 視点3 安心して生み育てる環境づくり支援
- 視点4 こどもの健やかな成長と自立支援
- 視点5 社会連帯での次世代育成支援

1 子育てと仕事の両立支援・多様な保育サービスの充実

- ・男性を含めた働き方の見直し、多様な働き方の実現
- ・男女共同参画に関する意識の醸成

2 地域における子育て支援・地域における子育ての相互支援の充実

- ・家庭と地域の「子育て力」の向上による児童の健全育成
- ・子育て家庭に対する経済的負担の軽減

3 安心して生み育てる環境づくり支援

- ・小児医療等の充実
- ・こどもや母親の健康の確保
- ・不妊に関する相談・支援
- ・ひとり親家庭の自立支援
- ・安心して住み、子育てが楽しくなるまちづくり

4 こどもの健やかな成長と自立支援

- ・ こどもを取り巻く有害環境対策の推進
- ・ 思春期保健対策の充実
- ・ 児童虐待に対する対策の推進
- ・ 障害児に対する支援体制の整備
- ・ こどもの「生きる力」の育成に向けた学校の教育環境等の整備
- ・ こどもを犯罪等の被害から守るための活動の推進
- ・ 親になることの意義についての啓発

5 社会連帯での次世代育成支援

- ・ 育児費用の社会的支援等に関する研究支援
- ・ 次世代育成支援行動計画の策定及び実施
- ・ 育児の社会化による次世代育成支援に向けた気運の醸成



第3章 子どもや子育てをめぐる状況と課題

1 町の少子化の状況

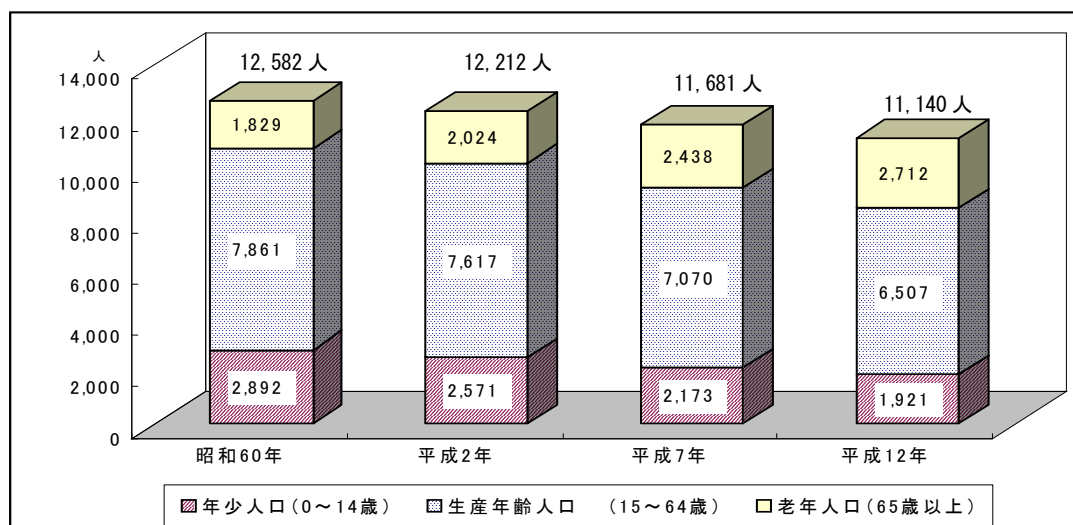
(1) 人口動向

本町の人口動向を昭和 60 年以降の国勢調査人口で見ると、減少基調で推移し、昭和 60 年の 12,582 人から平成 2 年が 12,212 人、平成 7 年が 11,681 人、そして平成 12 年には 11,140 人と、この 15 年間で 1,400 人以上の減少となっています。

年平均の減少率を 5 年ごとにみていくと、昭和 60 年から平成 2 年までが年率 0.60%、平成 2 年から平成 7 年までが年率 0.89%と減少率が上昇しています。

その後、平成 12 年までの 5 か年では 0.04%へと減少幅が縮小の傾向を示しています。

図表 8 太良町の人口動向（国勢調査人口）



資料：国勢調査

■図表 9 人口増減率(年平均)の推移

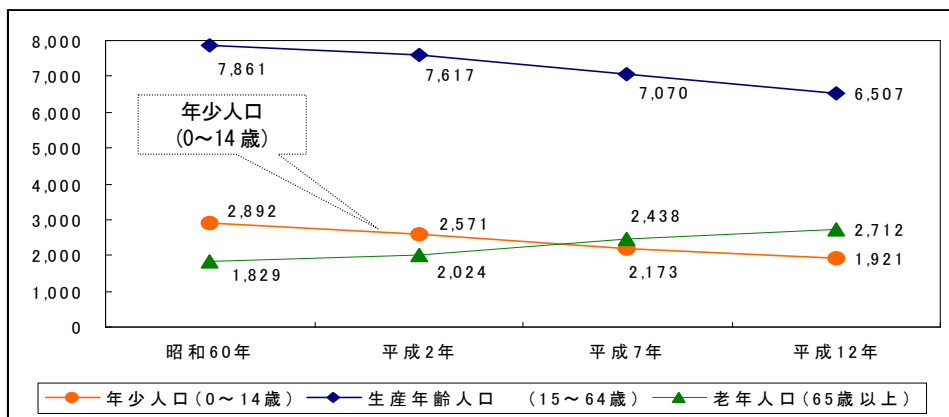
区分	昭和60年 ~平成2年	平成2年 ~平成7年	平成7年 ~平成12年
総人口	▲0.60	▲0.89	▲0.04
年少人口 (0~14歳)	▲2.33	▲3.31	▲2.44
生産年齢人口 (15~64歳)	▲0.63	▲1.48	▲1.65
老年人口 (65歳以上)	2.05	3.79	2.15

資料：国勢調査

年齢3区分別にみると、「年少人口」（0～14歳）は昭和60年の2,892人から毎年、減少を続け、平成12年現在で1,921人となっており、人口構成比（総人口に占める割合）は17.2%に低下しています。また、減少率（年平均）では、総人口を大きく上回り、年率2%を超える大幅な減少率となっています。

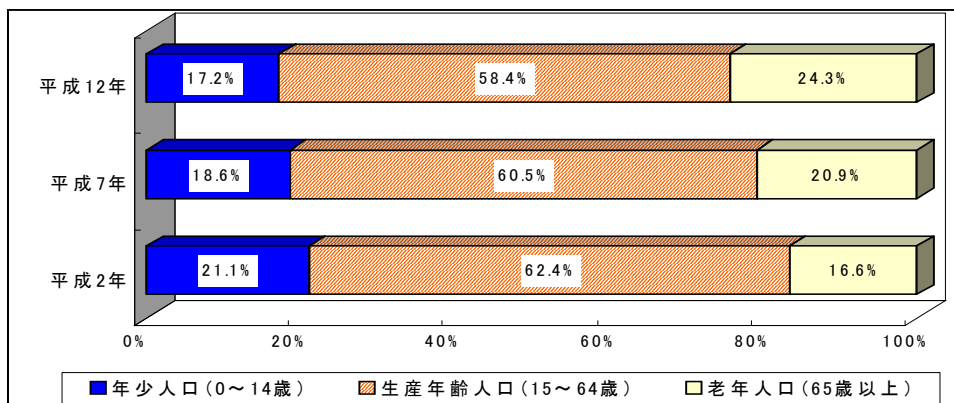
その一方で、「老年人口」（65歳以上）は年率2%を超える増加が続いており、平成7年には年少人口と老年人口の逆転現象が生じ、いわゆる“少子・高齢社会”を迎えています。

■ 図表 10 年齢3区分別人口の推移



資料：国勢調査

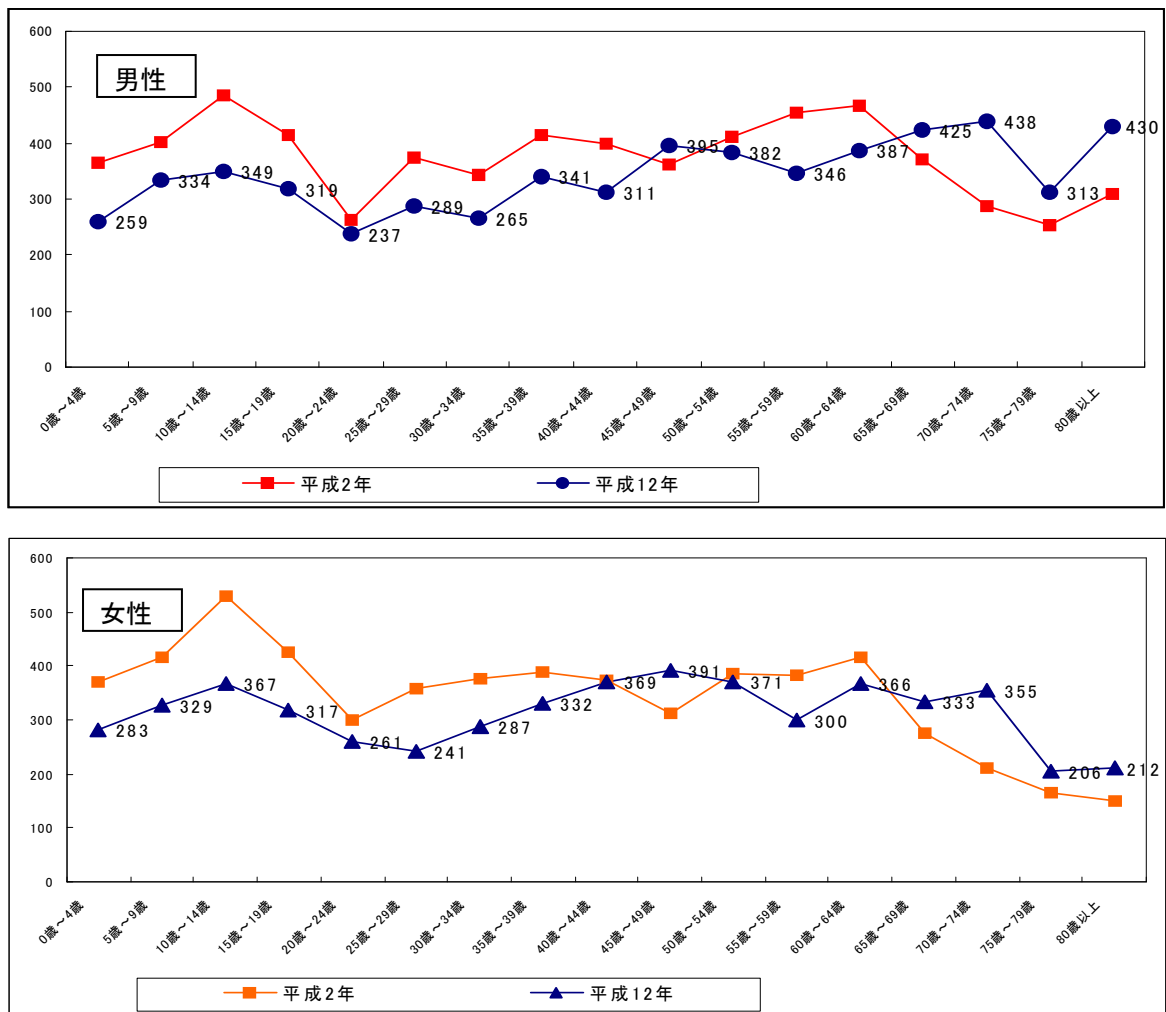
■ 図表 11 年齢3区分別人口構成比の推移



資料：国勢調査

本町の人口動向を性別・年齢5歳階級別に平成2年と平成12年の実績値を比較してみると、図表12に示されるように、男女ともに乳幼児期から40代にかけて減少傾向が示され、特に10～14歳の年齢層での減少幅が大きい構造となっています。

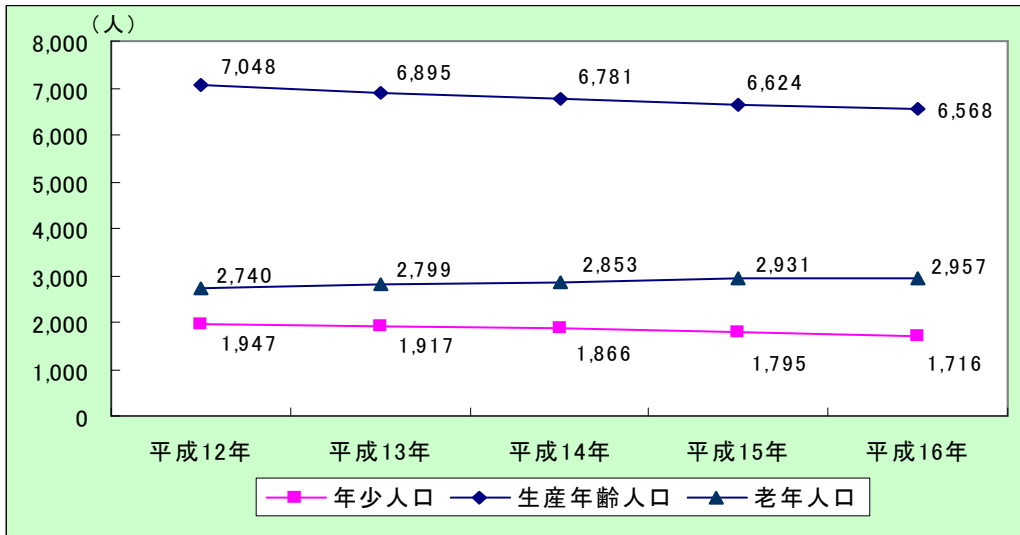
■図表12 性別・年齢5歳階級別の人口の推移



資料：国勢調査

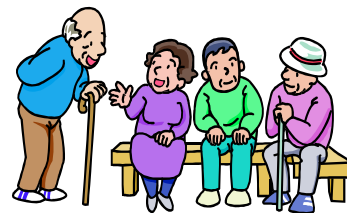
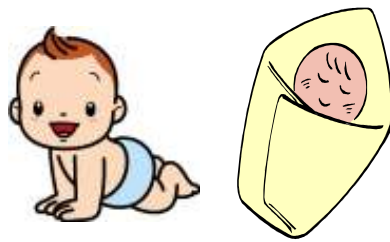
次に、住民基本台帳人口をもとに直近の動向をみると、年少人口は平成12年の1,947人から平成16年には1,716人へと減少しているのに対して、65歳以上の老年人口は、2,740人から2,957人へと約200人ほどの増加となっています。

■図表 13 住民基本台帳人口にみる平成12年以降の人口動向



注) 各年4月1日現在

資料: 住民基本台帳

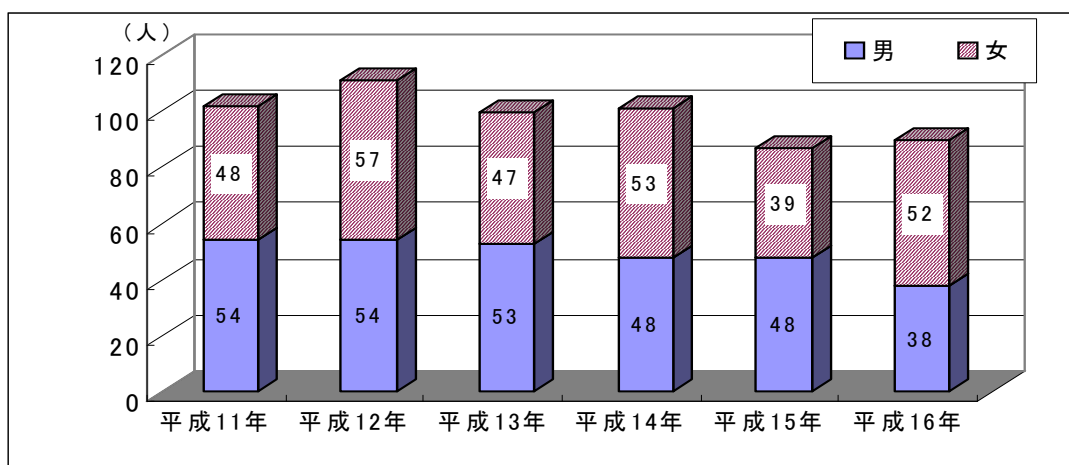


(2) 少子化の背景

本町では、若年層を中心とした人口流出が続いたことを背景に少子化が進み、平成12年現在の普通出生率（人口1,000人比）は6.0人と全県平均の9.6人を大きく下回っています。

また、平成11年以降の年間出生数をみると、年ごとに変動はあるものの、100人台を下回る出生数となっています。

■図表 14 性別出生数の推移



※各年とも9月までの数値、ただし、平成16年は住民基本台帳による実績値

資料：人口動態統計

また、少子化の要因として、一般に「未婚化・晩婚化」が挙げられていますが、本町の状況について平均初婚年齢でみると、平成14年現在で男性が29.2歳、女性が27.6歳と、いずれも県平均（男性28.4歳、女性26.8歳）を上回ります。

■図表 15 平均初婚年齢及び5歳階級別の構成比(平成14年)

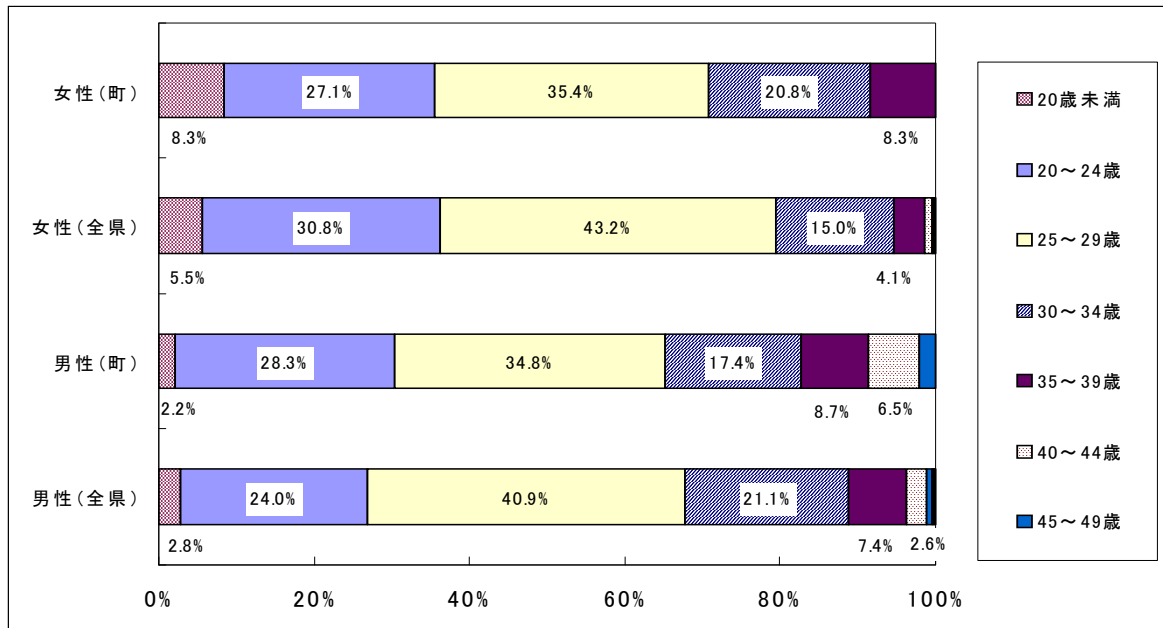
	平均初婚年齢	総数	20歳未満	20～24歳	25～29歳	30～34歳	35～39歳	40～44歳
男性（全県）	28.4歳	3,631人	2.8%	24.0%	40.9%	21.1%	7.4%	2.6%
男性（町）	29.2歳	46人	2.2%	28.3%	34.8%	17.4%	8.7%	6.5%
女性（全県）	26.8歳	3,730人	5.5%	30.8%	43.2%	15.0%	4.1%	0.8%
女性（町）	27.6歳	48人	8.3%	27.1%	35.4%	20.8%	8.3%	0.0%

※45歳以上は省略しているため、構成比の合計は100%にならない。

資料：人口動態統計

次に、女性の初婚年齢を比較すると、県平均では「20～24歳」が全体の30.8%、「25～29歳」が43.2%、「30～34歳」が15.0%を占める状況にあるのに対し、本町では34歳以下の割合が県平均を下回る一方で「30～34歳」の年齢層が20.8%を占める結果であり、県平均よりも本町では晩婚化の傾向が進んでいるといえます。

■図表 16 年齢5歳階級別初婚者数の割合(平成14年)



資料：人口動態統計

さらに、近年では、全国的な傾向として「夫婦出生力」の低下が進んでおり、これらの要因が少子化を一層推し進めているものと考えられます。

(3) 少子化による子どもへの影響

本町では、総人口の減少が続く中で、少子・高齢化が急速に進んでいます。

多世代世帯が今なお多い本町においても、少子化による家庭の中の兄弟・姉妹の減少や周囲の子どもの減少が進むことは、本来、子ども同士の関係において社会性が育まれ、成長していく機会を減少させているといえます。

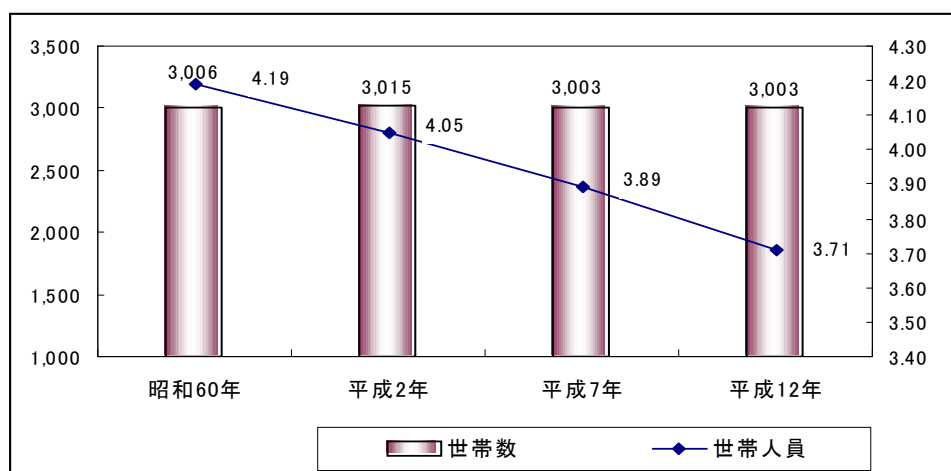
また、幼い子や赤ちゃんと接する機会を次第に減少させ、子どもにとっても子育てを身近で体感することが少なくなることは、次の親となる子どもたちにとっては必ずしも望ましい状況とはいえない所があります。

(4) 家族の状況

本町の世帯数は、昭和 60 年以降をみると、ほぼ横ばい状態で推移し、平成 12 年では 3,003 世帯という状況です。

その一方で、世帯当たりの人数は年々減少を続け、昭和 60 年の 4.19 人から平成 7 年には 4 人台を切り 3.89 人、そして平成 12 年には 3.71 人となっています。

■図表 17 町の総世帯数と世帯当たり人員の推移



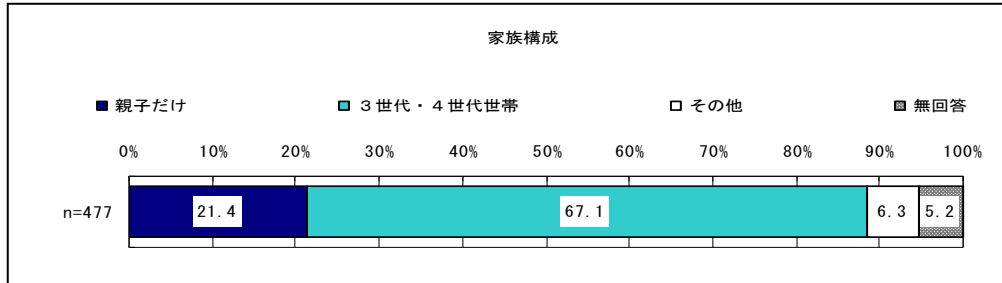
資料：国勢調査

子育て家庭における世帯類型別構成をアンケート調査（平成 15 年度実施）でみると、就学前児童のいる家庭（回答総数：477）の場合、「親子だけ世帯」が 21.4%、「3 世代・4 世代同居世帯」が 57.1%という結果となっています。

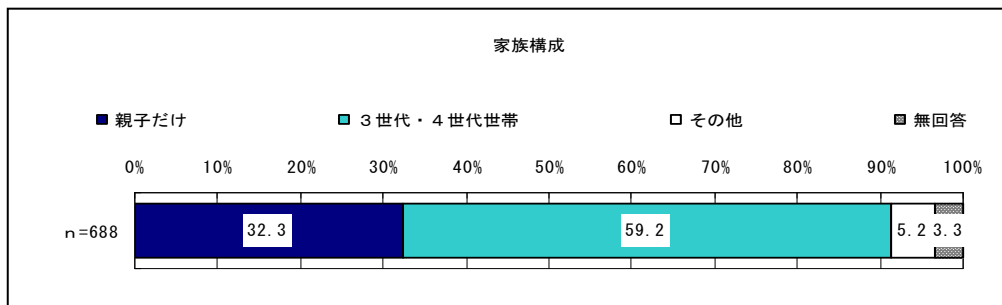
また、小学校児童のいる家庭（回答総数：688）の場合では、「親子だけ世帯」が 32.3%、「3 世代・4 世代同居世帯」が 59.2%という結果であり、いずれの場合にも“同居世帯”が圧倒的多数を占める構造となっています。

■図表 18 アンケート結果にみる子育て家庭の世帯類型

(就学前児童のいる家庭)



(小学校児童のいる家庭)



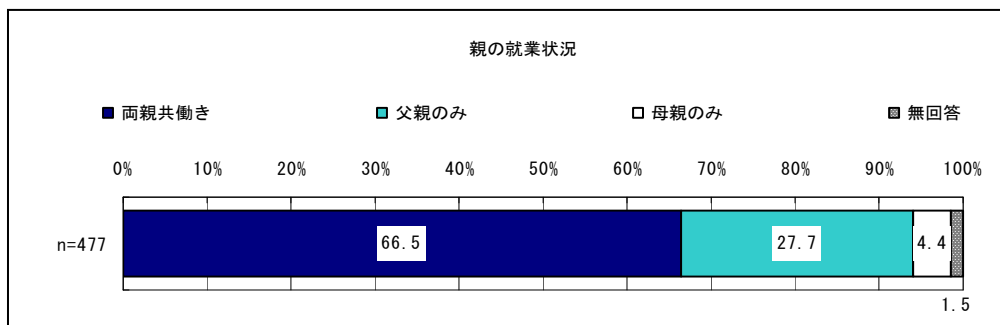
資料：平成15年度次世代育成支援にかかわる町民アンケート調査結果

(5) 女性の就労状況

子育て家庭における就労状況を平成15年度のアンケート調査結果でみると、就学前児童のいる家庭（回答総数：477）では、その7割近くが、また、小学校児童のいる家庭（回答総数：688）では、8割ほどが「共働き世帯」で占められ、就労女性が圧倒的多数を占める状況です。

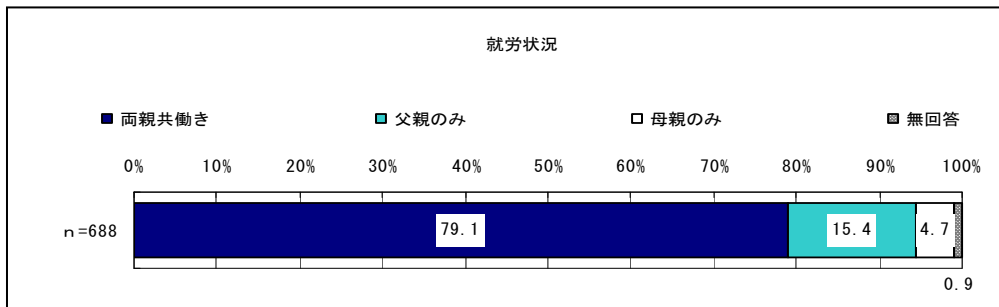
■図表 19 アンケート結果にみる子育て家庭の就労状況

(就学前児童のいる子育て家庭の場合)



資料：平成15年度次世代育成支援にかかわる町民アンケート調査結果

(小学校児童のいる家庭の場合)



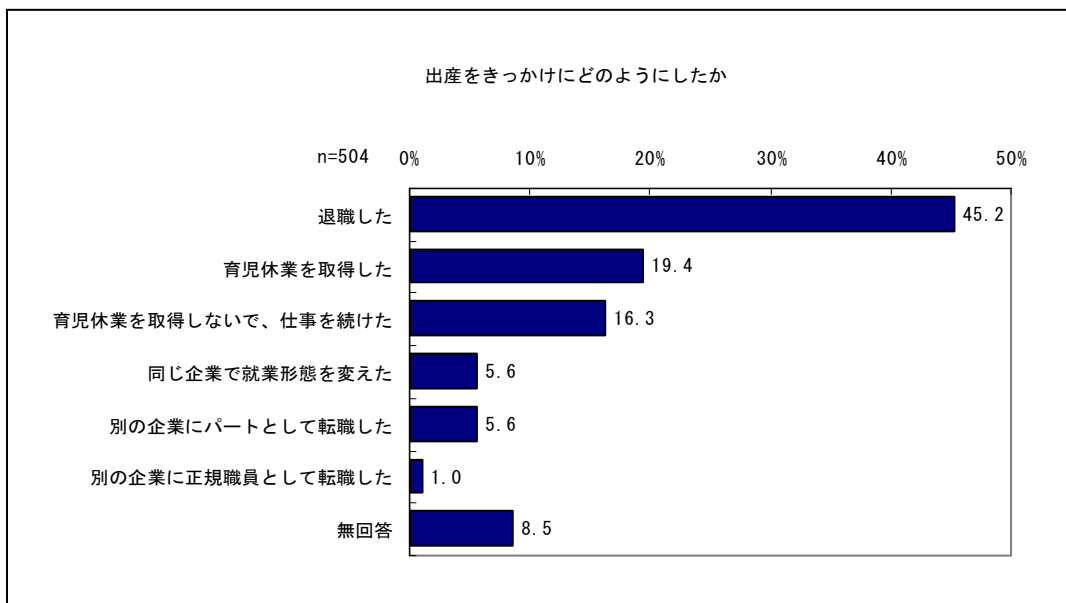
資料：平成 15 年度次世代育成支援にかかわる町民アンケート調査結果

就労女性が増加している今日、全国的な傾向として、「30 歳から 34 歳」の年齢層で就業率が低下し、40 歳代にかけて再び上昇する、いわゆる“M 字カーブ”を描いています。

これは、この年齢層を中心に、結婚や出産に伴って退職したり、仕事との両立が困難になったりするケースが多いことによるものと言われています。

本町においても、平成 15 年度のアンケート調査結果（小学校児童のいる家庭：回答総数：504）に示されるように、出産に伴う女性の就労の変化として、「退職した」人が全体の 45.2%にも上り、「育児休業を取得した」の 19.4%や「仕事を続けた」の 16.3%を大きく上回る結果となっています。

■ 図表 21 アンケート結果にみる出産による女性の就労の変化



資料：資料：平成 15 年度次世代育成支援にかかわる町民アンケート調査結果

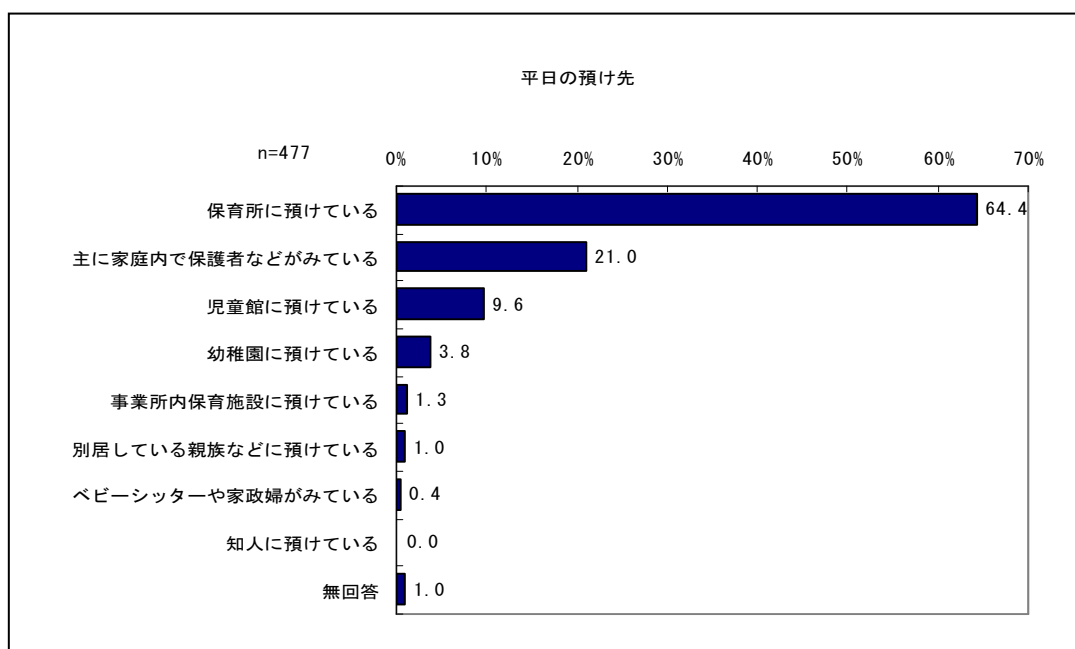
2 本町における子育ての状況と支援ニーズ

(1) 保育の状況

本町における子育ての状況を平成 15 年度のアンケート調査結果でみると、就学前児童のいる家庭では、平日に「保育所に預けている」割合が 6 割を超え圧倒的に多く、次いで「主に家庭内で保護者などがみている」が約 2 割という状況にあります。

また、「児童館に預けている」が 9.6%、「幼稚園に預けている」が 3.8%などとなっています。

■図表 22 平日の保育の状況（就学前児童のいる家庭の場合）

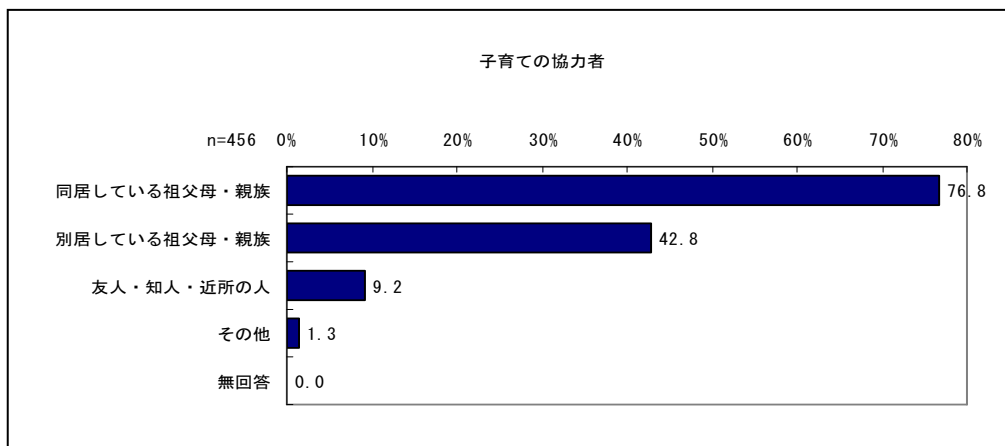


資料：平成 15 年度次世代育成支援にかかわる町民アンケート調査結果

平日に利用している保育サービスなどの内容をみると、「保育所」が圧倒的多数を占め全体の 9 割ほどに上り、次いで「幼稚園」が 7.9%、「事業所内保育施設」や「その他認可外保育所」が 1%程度という状況です。

さらに、身近に子育ての協力者がいる家庭が大半を占め、とりわけ、3 世代・4 世代同居世帯が多くを占める構造から「同居している祖父母や親族」を挙げる割合が 8 割近くに上ります。

■図表 23 身近な子育て協力者の有無（就学前児童のいる家庭）



資料：平成 15 年度次世代育成支援にかかわる町民アンケート調査結果

（2）日頃の子育てに対する意識

日頃の子育てをどのように感じているかをアンケート結果でみると、「子育てにかかる経済的負担」や「自分の時間が取れない・自由な時間がない」、「思うようにならないとき、つい手をあげてしまう」ことを挙げる割合が圧倒的に多く、7割前後を占めます。

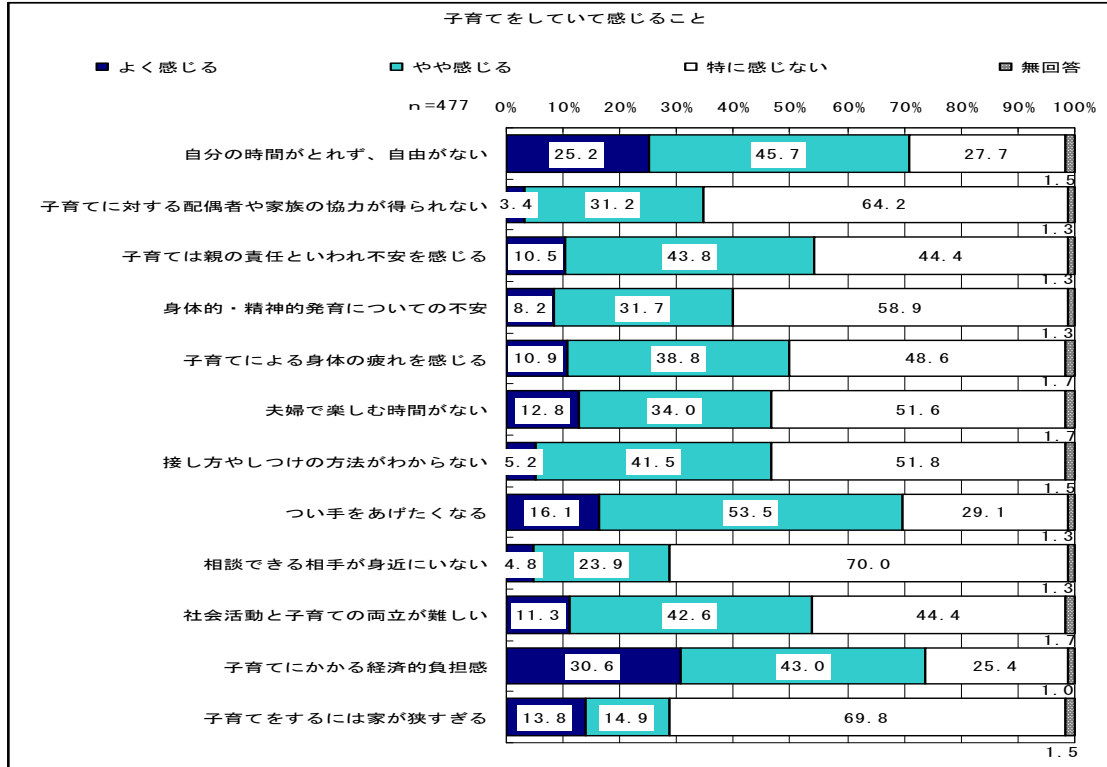
また、「仕事や社会参加活動と子育ての両立が困難」や「子育ては親の責任といわれて、不安や負担を感じる」、「子育てによる身体的な疲れを感じる」ことを挙げる人もそれぞれ半数ほどに上ります。

以上のように、同居世帯の割合が圧倒的に多く、身近に協力者がいる割合も多い本町にあっても、子育てにかかわる不安や悩みをもつ家庭が少なくない状況が表れています。

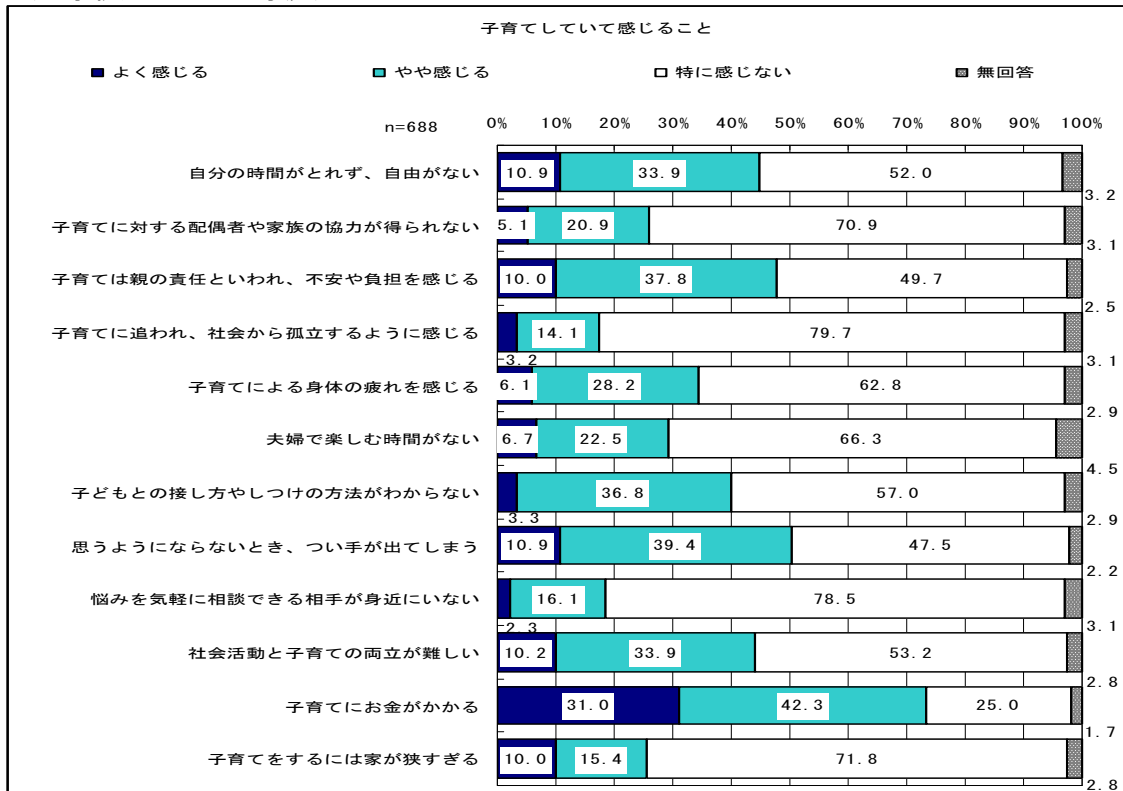
このことは、小学校児童のいる家庭においても同様であり、「子育てにかかる経済的負担」を挙げる割合が全体の7割を超えるほか、「子育ては親の責任といわれて、不安や負担を感じる」、「思うようにならないとき、つい手をあげてしまう」、「仕事や社会参加活動と子育ての両立が困難」を挙げる人が半数近くに上ります。

■図表 24 日頃の子育てについて感じること

(就学前児童のいる家庭)



(小学校児童のいる家庭)

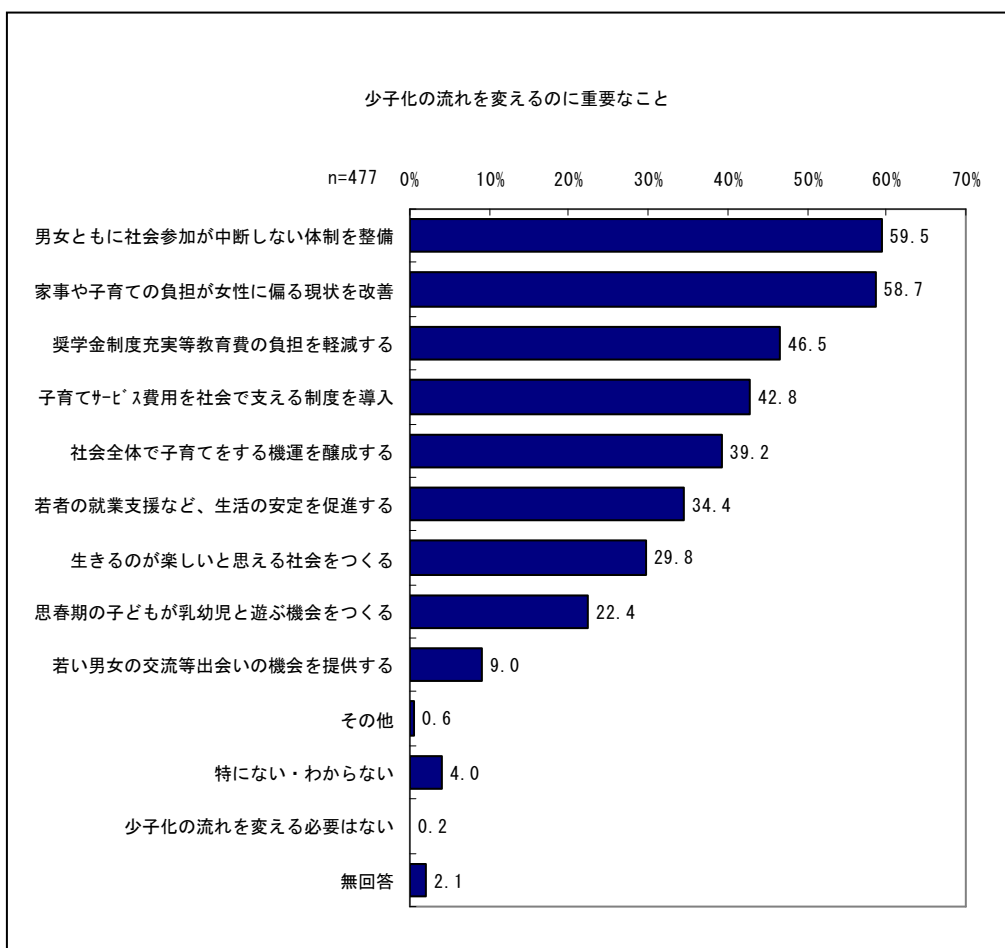


資料：平成15年度次世代育成支援にかかわる町民アンケート調査結果

(3) 子育てにかかわる支援ニーズ

少子化の流れを変えるために今後特に重点的に取り組むべき事項について、就学前児童のいる家庭では、「男女がともに仕事や社会参加が中断されずに子育てができる体制を整備する」と「家事や子育ての負担が女性に偏る現状を改善する」の2点をそれぞれ全体の6割近くの人が挙げており、就労やその他の社会参加活動と子育てを両立できる環境づくり、家事や子育てへの男女平等意識の取り込みなどが強く求められています。

■図表 25 少子化の流れを変えるために重要なこと（就学前児童のいる家庭）



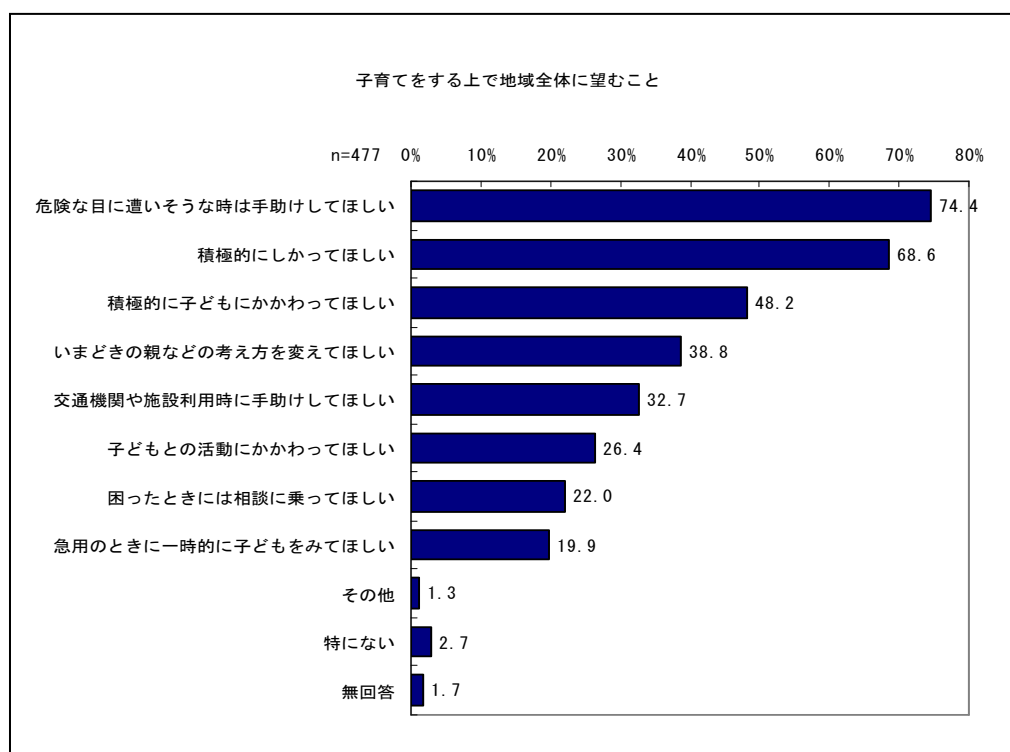
資料：平成15年度次世代育成支援にかかわる町民アンケート調査結果

次に、子育てに関して地域に期待する事項として、就学前児童のいる家庭では「子どもが危険な目に遭いそうな時は手助けや保護をしてほしい」(74.4%)と「子どもが良くないことをしているのを見かけたときは、積極的にしかってほしい」(68.6%)が上位に挙げられ、この2点についてそれぞれ7割前後の保護者が特に強く求められています。

また、「子どもを対象とした遊びや活動などの機会に積極的にかかわってほしい」(48.2%)が半数ほどに上るほか、「子どもがうるさいとか、いまどきの親などと一方的な考え方を変えてほしい」(38.8%)、「子ども連れで交通機関や施設を利用する時に困っていたら手助けしてほしい」(32.7%)についても3割以上が求めています。

こうした結果は順位の差はあれ、小学校児童のいる家庭においてもほぼ同様の結果であり、地域として子育てや子育てに積極的にかかわってほしいという子育て家庭の要望の強さが示されています。

■図表 26 子育て支援として地域に期待すること（就学前児童のいる家庭）



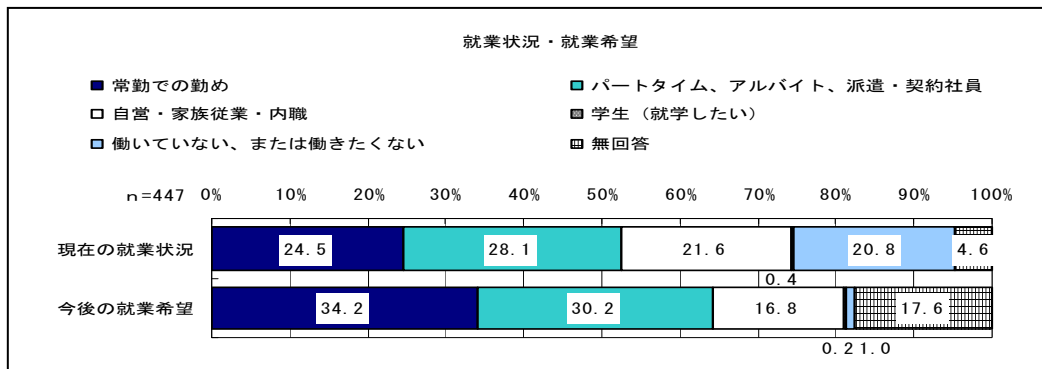
資料：平成15年度次世代育成支援にかかわる町民アンケート調査結果

(4) 女性の就労状況と今後の意向

就学前児童のいる家庭の就労状況をアンケート調査結果でみると、未就労は全体の2割ほどにとどまり、「常勤」24.5%、「パート・アルバイト等」28.1%など7割以上が就労している結果となっています。

今後の就労希望では、「働きたくない」はわずかに0.2%に過ぎず、8割以上が就労を希望しており、子育て家庭の女性の就労意欲は極めて高いといえます。

■図表 27 就学前児童のいる家庭（女性）の就労状況と今後の意向



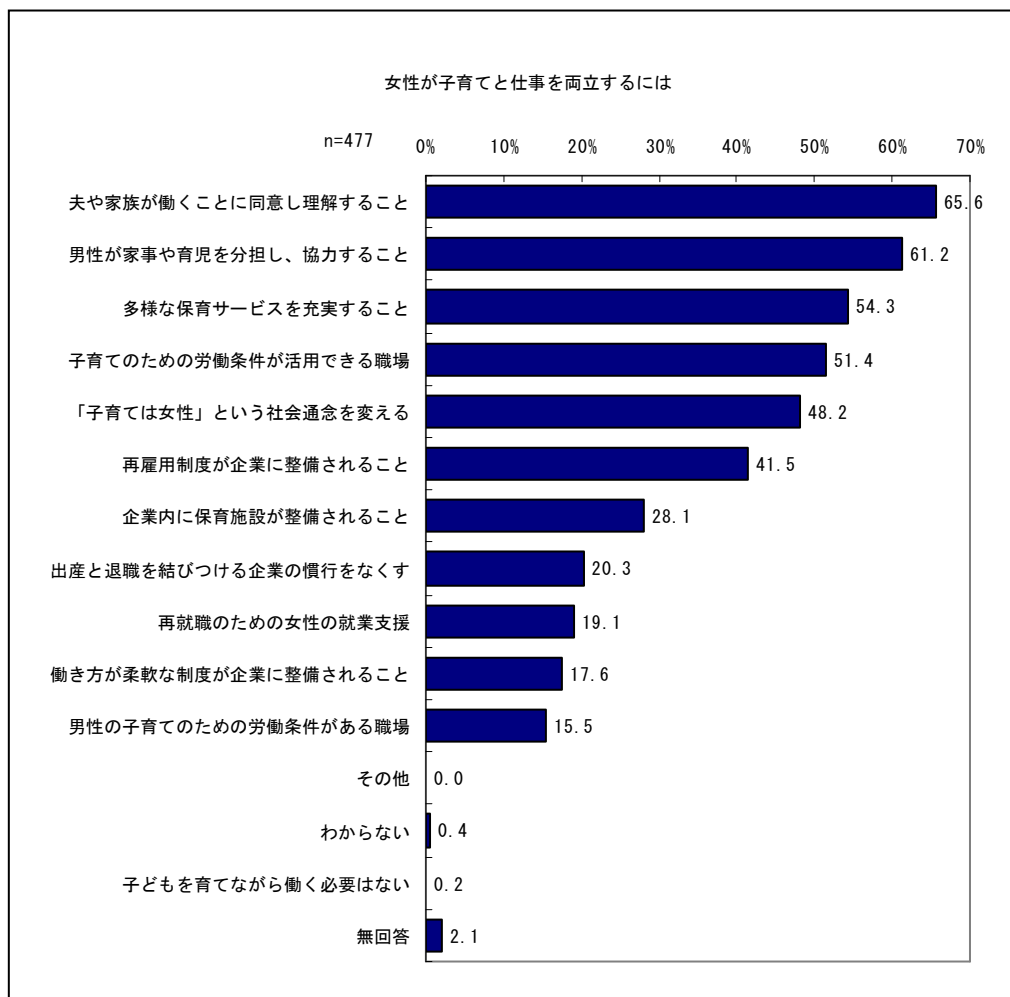
資料：平成15年度次世代育成支援にかかわる町民アンケート調査結果

また、女性が子育てと仕事の両立を図るために必要なこととしては、就学前児童のいる家庭の場合、「夫や家族の理解」や「男性の家事・育児への参加」を挙げる割合が全体の6割を超えます。

これに続き、「多様な保育サービスの充実」や「子育てのための労働条件が活用できる職場環境」を求める割合も半数を超えています。

これらから、総じて周囲の理解と男女共同参画の推進、多様化する保育ニーズに対応できるサービスの充実、子育てを支援する職場環境が育児と仕事との両立を支える条件整備として特に大きな課題となってきます。

■図表 28 女性が子育てと仕事を両立するために必要なこと（就学前児童のいる家庭）



資料：平成 15 年度次世代育成支援にかかわる町民アンケート調査結果

3 子育て・子育てをめぐる課題

子育てをめぐっては、「子育てを楽しい」と感じている人が多い一方で、日常の子育てに関しては、経済的負担や精神的・肉体的な負担、自由な時間の制限などを感じている割合も決して少なくありません。

子育ての第一義的な責任はその家庭・保護者が負うことは大前提ではありますが、子どもや子育て家庭をめぐる環境が変化する中で、子育てをそれぞれの家庭だけの負担として強いることはますます困難な状況になってきています。

多世代同居世帯が多い本町にあっても、子育てに関する悩みや不安を相談する相手として「同じように子育てをしている親同士」を求める割合が高く、少子化は子どもたちの健全な育成に影響を及ぼしているだけでなく、子育て家庭の親にとっても同じ立場で気軽に話しあえる機会を減少させていることがこのことからもうかがえます。

このため、子育て家庭の中での家族同士の協力はもとより、地域全体が子どもたちを「町の次代の担い手」として育てていく大切さを認識しあい、それぞれのもつ力を活かして相互に支えあっていく仕組みづくりに取り組んでいくことがこれからの重要な課題と位置づけられます。

この場合、仕事と子育ての両立にとどまらず、専業主婦・主夫を含むすべての子育て家庭への支援の視点から、公私一体となって多様化する子育て支援ニーズにきめ細かく対応できる支援体制づくりを進め、「地域の子育て力」を高めていくことが求められます。

その一方で、子どもをめぐっては、今日、自立心や協調性が低下してきている状況が指摘されており、その表れとして親からいつまでも自立しない状態にいる「パラサイト・シングル」※や定職につかないフリーター※、さらにはニート(NEET)※の増加などが挙げられています。また、子どもの安全を脅かす事件も全国的に多発してきています。

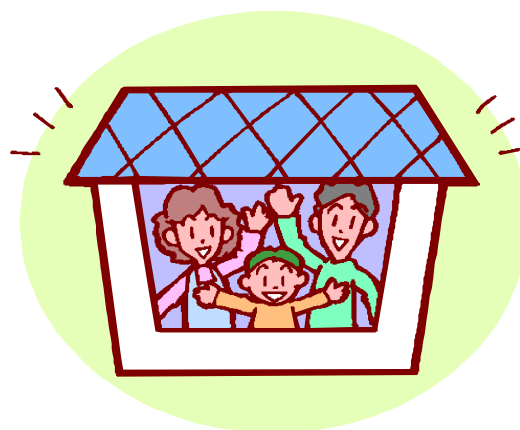
※ パラサイト・シングル：定職、無職にかかわらず、若者がいつまでも親に依存し、自立しない現象を指す。

※ フリーター：フリー（自由）とアルバイトが結合した言葉であり、会社などの正社員や職員として組織に所属せず、恒常的なアルバイトなどを主な収入源とする人を指す。

※ ニート(NEET)：Not in Employment, Education or Trainingの略であり、「職に就いておらず、学校に所属もしておらず、また職業訓練など就労に向けた具体的な動きをしていない」若者を指す。国の調査によると平成14年現在、全国で85万人に上るとされる。

子どもをめぐるこうした状況の変化をふまえ、次代の担い手として子どもたちがたくましくのびやかに成長し、自立していくことを地域としても積極的にかかわりをもって、見守り、手助けをしていくことが求められます。

そして、これらの前提として、それぞれの子育て家庭が親としての自覚を強くもち、「家庭の子育て力」を高める自助努力が必要なことは言うまでもありません。



第4章 目標とする次世代育成支援の姿

1 計画の基本方針

家庭や地域社会の変化に伴う子育てや子育てにかかわる問題、あるいは子ども自身をめぐる問題は相互に関連するところが多く、子育ての第一義的な責任がそれぞれの家庭（親）が担っていくものであるにせよ、地域を構成するさまざまな主体が連携し子育て、子育てに積極的にかかわり、地域一体となって取り組んでいくことが重要です。

かつて、子育てを近所同士が助け合い、また、大人が近所の子どもたちを見守り、時には叱咤しながら地域として子育て・子育てを支援し、公的サービスの不足を補う“公私協働”の仕組みづくりがありました。

家庭や地域が本来もちあわせていたこうした機能を、今日の時代背景に合わせて再構築していくことが重要であり、本町としての次世代育成支援の取組み方針を次のとおり定めます。

基本方針① すべての子どもがのびやかに育まれる「子どもの夢づくり」

～ すべての子どもの人権の尊重とのびやかな「育ち」の支援 ～

すべての子どもは次代の担い手であり、未来に夢を広げています。

すべての子どもが人格をもつ一人の人間として健全に育成され、将来の夢を託すことができるよう、“子どもの利益が最大限に尊重される”ことを前提に、乳幼児から思春期にいたるまで常に『子どもの目線』に立って一貫性のある施策・事業に取組みを進めます。

また、すべての子どもを町の「次代の担い手」、「未来を託す担い手」として町民が共有の認識をもち、これをもとに、豊かな人間性を形成し、自立した家庭を持つことができるよう、子育て、大人への自立促進を地域ぐるみで支援します。

基本方針② 子育ての楽しさを実感できる「親の夢づくり」

～ 子育ての主体としてのすべての家庭への支援、“親育ち”の支援

共働き世帯の増加や女性の社会進出機会の増大などから子育て家庭の生活実態や子育て支援に関するニーズも多様化しており、子育て家庭の特性をふまえながら、多様なニーズに柔軟に対応できるよう、すべての家庭への支援、いわば「すべての親の夢づくり」の視点から施策分野を越え分野横断的な取り組みを進めます。

また、“男女共同参画社会の実現”もふまえながら、家庭、地域そして行政それぞれの役割を高めるとともに、相互の連携を強めていきます。

基本方針③ 子育てや子育て[※]の喜びを共有する「まちの夢づくり」

～ 地域一体となったすべての子育て、子育て支援への取り組み ～

子育てを子育て家庭だけに負わすのではなく、町民のだれもが子育てに係る問題や負担感を十分理解しあい、地域社会全体が当事者としての意識をもって協力しあっていく「子育ての社会化」の視点からの取り組みが求められます。

このため、「子育て支援」を公的なサービスだけでなく、事業所などを含めすべての町民が“子育て・子育ての担い手”としてさまざまに係わり、行政との協働のもとに、町民参加による子育て・子育て支援の仕組みづくりに取り組みます。このことは、子どもに未来を託す「まちの夢づくり」にほかなりません。

※ 子育て：この計画では、子ども自身が自らの力で大人へと自立することをいう。

2 めざす姿（目標像）

次世代育成支援は、基本方針に掲げるように、子どもが健全に育成され、自立していくことを支援するものであり、そのことを通じて子育て中の「親」も一緒に成長し、また、地域としても子育て・子育ての支援を通じて町民相互のつながりが深まり、これからの時代に求められる新しいコミュニティづくりにもつながることが期待されます。

その意味で、育てる喜びを親として実感できることは無論のこと、地域としても次代の担い手が成長していく姿を喜びあえるまちをめざしたいと考えます。

同時に、子どもたちにとっても、この地で生まれ育った喜びを実感できるまちである必要があります。

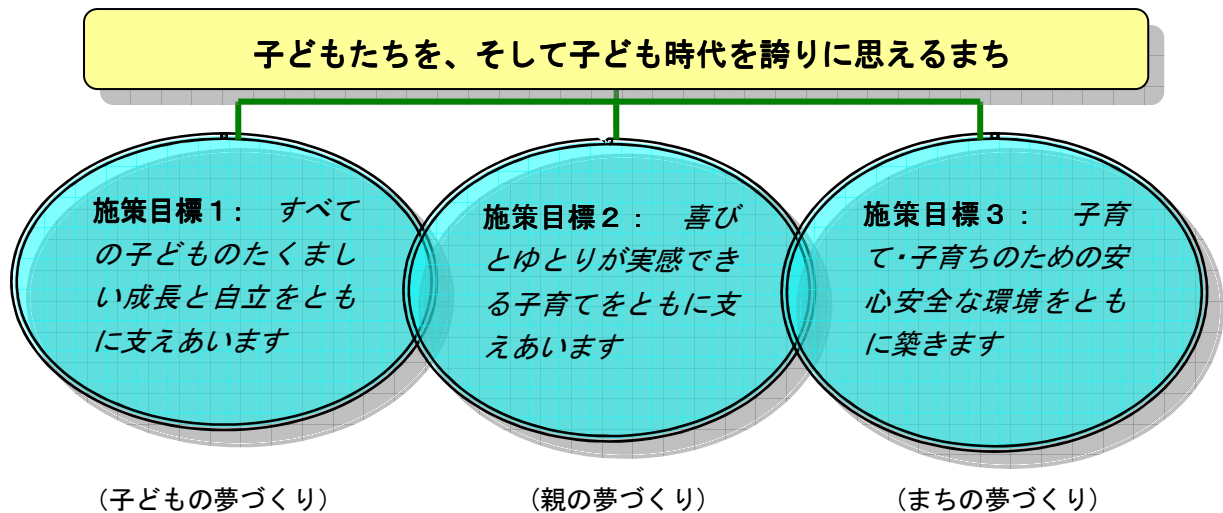
こうした認識から、「太良町エンゼルプラン」の理念を踏襲しながら、次世代育成支援の地域の共通目標として、めざす姿（計画の目標像）を次のとおり定めます。

子どもたちを、そして子ども時代を誇りに思えるまち

～はぐくむ喜びと育つ喜びに満ちた ふれあいのまち～

3 施策の目標

計画の将来像実現のために、施策の目標を次のとおり定めます。



施策目標1 すべての子どものたくましい成長と自立をともに支えあいます

(1) 子どもの人権と主体性を尊重します

すべての子どもたちが次代の担い手として健やかに生まれ育ち、それぞれの個性や力を伸ばしながら自立への道を実実に進んでいける環境づくりに、家庭はもとより、地域が一体となって取り組んでいくことが重要です。

社会を担う貴重な人材であり、その人権が尊重され、子ども一人一人の個性や自発性が伸ばせるよう、「子育ての社会化」の必要性について広く町民各層の意識啓発を図るとともに、実践的な活動への参加を働きかけながら、地域一体的な取組みを進めます。

(2) 成長段階に応じた一貫した子どもの健康づくりを支援します

子どもが健やかに成長するためには、健康づくりに関する正しい知識と規則正しい生活習慣が重要であり、乳幼児期から思春期までに応じた心身の健康づくりに取り組みます。特に、食を通じた健康づくり、家庭づくりの観点から食育の推進を図ります。

(3) 子どもの学びを支援します

基礎学力の着実な定着とともに、個々の子どもの個性と能力を伸ばすため、学校教育の一層の充実を図ります。

(4) 子どもの豊かな体験機会を充実します

少子化の進行などにもなあって、乳幼児とのふれあいはじめ、さまざまな遊びの体験、あるいは学びの機会が減少していることをふまえ、成長段階に応じたさまざまな体験の場を充実していくとともに、地域活動と交流機会の充実や子どもにかかわる地域のボランティア養成を進めるなど、子どもが心豊かに、安全に遊び、経験し、学ぶ機会を充実します。

(5) 要保護児童や要支援家庭などを支援します

障害児など何らかの保護・支援が必要な子どものもつ力を伸ばす事業の充実と保護者や保育者への相談・支援体制の充実を図っていきます。

また、ひとり親家庭の子育てを支援するため、相談体制や子育て支援サービスを充実します。

施策目標2 喜びとゆとりを実感できる子育てをともに支えあいます

(1) 地域における子育て支援環境を充実します

保育需要を的確に見極めながら、保育サービスの充実や施設設備の充実を進めていきます。

また、放課後児童クラブ（学童保育）についても、利用しやすいよう保育内容の充実に取り組みます。

(2) 家庭の子育ての向上と母性の健康づくりを支援します

子育てに関する悩みや不安などを解消できるよう、関係部署や関係団体の連携を密にし相談体制の充実を図るとともに、親同士が相談しあい、相互に学びあい、支えあう機会を充実します。

また、子どもを安心して産み育てられるよう、妊娠・出産、育児に関わる保健・医療体制を充実します。

(3) 子育てを経済的に支援します

子育て世帯への経済的支援のため、制度改善を要請しながら充実に努めます。

(4) 働きながら子育てしている家庭を支援します

就労している、あるいは就労希望の母親が増加し、子育てにかかわるニーズが多様化していることに対応できるよう、保育機能の充実とともに、育児休暇制度などの利用促進や柔軟な就労形態への取り組みなど、子育て家庭に対する事業所などの啓発や環境づくりを促進します。

施策目標3 子育て・子育てを支える安心安全な環境をともに築きます

(1) 子どもの目線に立った遊び場づくりや居場所づくりに取り組みます

子どもの遊び場に対する要望が高いことや室内での遊びが主流になってきたことなどをふまえ、子ども同士の協調性や社会性を育む場となる安全な遊び場づくりについて子どもの目線に立って取り組んでいきます。

また、中学生や高校生など子どもたちが気軽に利用できる「居場所づくり」を進めるため、既存施設の有効活用や地域の支援体制づくりに取り組みます。

(2) 子育てにやさしいバリアフリーの安全なまちづくりを進めます

乳幼児など子ども連れでも安心して外出し、施設利用ができるよう、バリアフリーのまちづくりを推進するとともに、子育てしやすい住環境づくりを支援・促進します。

また、安全で安心して暮らせるまちづくりをめざし、交通安全対策や防犯対策の一層の充実を図るとともに、子どもや子育て家庭などに対する安全教育を充実します。

(3) 町民の意識を高め、地域の子育て力を高めます

子育て・子育てを地域全体で支えあう必要性について広く町民の認識を高め、地域一体的、自発的な取り組みが進められるよう、情報の共有化を図り、地域の子育て力、子育て力を高めていきます。

さらに、長時間労働の解消や育児休業の取得奨励など、企業や事業所に対して、地域の子育て力を高める視点から支援要請を行っていきます。

4 前期計画における重点プロジェクト

計画の目標を達成するためには、先の3つの施策目標に沿って、関連する施策事業を総合的、効果的に推進していくことが必要となりますが、そうした中でも町民ニーズなどから前期計画として特に重点的に推進すべき施策を以下のとおり「重点プロジェクト」と位置づけ、庁内の施策連携や町民の理解と協力のもとにその実現に取り組みます。

重点施策1

保育ニーズの多様化に対応した休日保育等の実施・推進

女性の社会進出機会の増加や就労形態の多様化などから、町内すべての保育所において延長保育の実施に努めるとともに、要望の高まりに対応できるよう休日保育を実施していきます。

重点施策2

「子どもヒヤリハット事業」の推進

子どもたちにとって安全なまちづくりを進める一環として、町内探訪などを通じて子どもたちの目線からみた危険箇所を発見し、「ヒヤリハットポイント・マップ」を作成するとともに、危険予測・危険回避能力の向上を図っていきます。

また、これらの結果をもとに、町民の理解と参加を得ながら子どもたちが安心してできる環境づくりに計画的に取り組みます。

重点施策3**児童虐待の防止ネットワーク化とアフターケアの充実**

今日、児童虐待に関するニュースが数多く取り上げられていますが、虐待の背景は多岐にわたっており、その発生予防から早期発見、早期対応、アフターケアに至るまでの切れ目のない総合的な支援が必要です。

このため、福祉・医療・保健・教育・警察など関係機関によるネットワークの一層充実や相談体制の充実を図っていくとともに、各種団体・ボランティア、一般市民を含めた幅広い参加のもとに虐待防止ネットワークづくりに取り組みます。

重点施策4**既存施設を活用した「子育て応援拠点」づくり、
子どもの「遊びの空間」づくり**

妊娠・出産から子育てにわたるさまざまな不安や悩みを解消し、また、子育て家庭の孤立化を防ぐためには、いつでも必要な時に、必要な情報が提供され、気軽に相談に応じられる拠点が不可欠です。同時に、子育て中の親同士が気軽に集い、交流しながら子育てにかかわる情報交換ができ、リフレッシュできるような場が求められています。

このため、妊娠から出産、育児にかかわる総合的な情報提供・相談のセンター機能、あるいは、子育て中の親同士のつどいの場を提供する中で、自主的な子育てサークル活動を育成する、「子育て応援拠点」の確保をめざします。

一方、幼児から中高生にいたるまで子どもたちが自由に集い、遊びやスポーツなどを通じて同年齢児、異年齢児を問わず協調しあい、創造性を高めあう“子育て応援拠点”を既存施設の活用や柔軟な施設運用によって確保します。

重点施策5

**地域人材の活用による「子育て・子育て応援隊」の設置など、
町民による多様な子育て・子育て支援活動の育成・支援**

就労女性の増加や核家族化などにもなって、子育て家庭の支援ニーズは多様化しており、公的なサービスにはなじみにくい“すきまのニーズ”も少なくないと考えられます。

また、本町は同居世帯が多いとは言え、核家族化は確実に進んできており、少子化の流れの中で子どもたちが身近で“子育て”を実体験する機会も少なくなってきていると言われます。

第5章 みんなでめざす12の行動目標

- (1) 子どもの人権と主体性を尊重します
- (2) 成長段階に応じた一貫した子どもの健康づくりを支援します
- (3) 子どもの学びを支援します
- (4) 子どもの豊かな体験機会を充実します
- (5) 要保護児童や要支援家庭などを支援します
- (6) 地域における子育て支援環境を充実します
- (7) 家庭の子育ての向上と母性の健康づくりを支援します
- (8) 子育てを経済的に支援します
- (9) 働きながら子育てしている家庭を支援します
- (10) 子どもの目線に立った遊び場づくりや居場所づくりに取り組みます
- (11) 子育てにやさしいバリアフリーの安全なまちづくりを進めます
- (12) 町民の意識を高め、地域の子育て力を高めます

1 すべての子どものたくましい成長と自立をともに支えあいます

(1) 子どもの人権と主体性を尊重します

《 現状と課題 》

子ども一人一人は、独立した人格をもっており、その人権擁護については、平成元年（1989年）に国連で採択された「子どもの権利条約」において、子どもの『生きる権利』、『育つ権利』、『守られる権利』、『参加する権利』という4つの権利が定められ、「子どもの最善の利益」を確保することが大人の義務であると謳われています。

しかし、いじめや不登校、あるいは家庭内での児童虐待や養育の放置・拒否（ネグレクト）など子どもの人権にかかわるこうした問題は、その本質がなかなか表面化しない場合が多く、人権にかかわる家族や周囲の意識の欠如がその底流にあります。

このため、すべての子どもが次代を担う貴重な地域の財産であることを大人が認識し行動できるよう、子どもの人権擁護にかかわる啓発活動を充実していく必要があります。

同時に、子どもたちに対しても次代の担い手としての自覚を高め、実感できるように、「一人の町民」としてまちづくりへ参加できる機会づくりに取り組むことも重要です。

《 行動目標 》

すべての子どもたちを次代の社会を担う貴重な人材としてとらえ、その人権が尊重され、一人一人の個性や自立性を伸ばせるよう総合的な環境づくりに取り組みます。

①子どもの権利に関する総合的な施策の推進	次代を担う子ども一人一人の権利を守り育てため、「子どもの権利条約」の趣旨をふまえ、子どもの権利擁護にかかわる施策を総合的に推進します。
②子ども参加型のまちづくりの推進	次代を担う子どもたちが地域を見つめなおし、地域の一員としての自覚をもってまちづくりに参加できるよう、「まちづくり子ども委員会」（仮称）の設置を検討するなど、町政への理解と参加を促す機会を充実します。
③子どもの権利擁護にかかわる町民意識の高揚	すべての子どもが一人の人間として人権を保障され、心健やかに育まれるよう、「子どもの権利条約」や「児童虐待防止法」などについて啓発事業を充実し、広く町民の意識を高めます。

（２）成長段階に応じた一貫した子どもの健康づくりを支援します

《 現状と課題 》

子どもの健やかな成長を支える基本条件として、心身の健康づくりや小児医療体制の充実が求められます。

生涯にわたる健康づくりは、その第一歩として乳幼児期から望ましい生活習慣を身につけていくことが重要です。

このためには、乳幼児期においては親の生活習慣に大きく左右されることをふまえ、親自身の健康意識や健康づくりの働きかけを進めることが必要です。

また、生活習慣の乱れは、学童期からの思春期にかけての子どもに多くみられ、偏った食生活や運動、睡眠の不足から肥満あるいは思春期やせ症※の問題などが取り上げられているほか、喫煙・飲酒、あるいは心身症、不登校、ひきこもりなどの心の問題も顕在化してきています。

このため、子どもをめぐるさまざまな健康問題に対して、多くの機会をとらえて相談・指導事業を充実し、子ども本人の健康管理意識や家庭の教育力の向上を図っていく必要があります。

また、乳幼児期から子どもの成長段階に応じて適切な予防対策や健康づくりの支援を行うため、保健・医療・福祉・教育の連携を一層強化し、一貫した健康づくりを支援する仕組みづくりが重要です。

※ 思春期やせ症：「摂食障害」と呼ばれる思春期に多い心の病であり、過度なダイエットなどが原因で標準以下の体重低下、さらには栄養失調状態に陥ることがある。「拒食症」や「過食症」がこれにあてはまる。

《 行動目標 》

子どもの健やかな成長のために不可欠な、規則正しい生活習慣を確立できるよう、乳幼児期から思春期に至るまでの成長段階に応じた心身の健康づくり事業を推進します。特に、食を通じた健康づくり、家庭づくりの観点から食育の推進に重点的に取り組みます。

①成長段階に応じた食育の推進と食生活改善を通じた健康づくり	<p>子どもの頃からよりよい食習慣を確立できるよう、乳幼児期から学童期に至る成長段階に応じて、食生活改善指導や学校保健での指導、あるいは食に関する情報提供の充実に努めます。</p> <p>また、教育施策との連携や産業振興施策と連携したスローフード運動*の推進など、成長過程に応じた食育を推進します。</p>
②「歯と健康」の教育の推進	<p>歯の健康は、生活習慣病の防止など、健康づくりの上で重要な要素であり、幼児期から学童期までに多く発生するむし歯予防のため、歯科健診や歯科保健指導の充実に努めます。</p>
③子どもと母親の健康保持のための母子保健事業の充実	<p>安心して満足できる出産ができるよう、妊婦健診や訪問指導を充実するとともに、医療体制の充実に働きかけます。</p> <p>子どもを健康に産み育てるために必要な情報について、効果的な情報提供に努めるとともに、乳幼児期における育児不安や心配ごとなどについて気軽に相談できるよう乳幼児健康診査や育児相談事業を充実します。</p>
④年齢に応じた思春期保健教育の推進	<p>喫煙や飲酒、薬物乱用の防止、あるいは正しい性教育やエイズ教育などの充実に努めます。</p> <p>心の問題を抱える子どもに対する相談事業を充実します。また、子どもたちが命の尊さを学び、母性・父性をかん養する機会を充実します。</p>
⑤乳幼児の発達支援事業の充実	<p>障害のある子ども、発達に遅れがみられる子どもに対し、一人一人の発達の状態に配慮した発達支援事業を充実します。</p>
⑥ブックスタート事業*の推進	<p>絵本などの読み聞かせを通じて、親子のコミュニケーションを高めるとともに、子育てを楽しむ環境づくりを行うブックスタート事業を推進します。</p>

* スローフード運動：イタリア北部の町から起こった運動で、ハンバーガーなどのファーストフードに対峙する考え方として、「消えつつある郷土料理や質の高い小生産の食品を守ること」、「質の高い素材を提供すること」、「子どもたちを含めた消費者全体に、味の教育を進めていくこと」を提唱している。

*ブック・スタート事業：「親子の心のきずなづくり推進事業」の1つで、本の読み聞かせを通して子どもの心安らかな発達と親子の心のきずなづくりを図り、子育てを楽しめる育児環境づくりを推進することを目的としている。

(3) 子どもの学びを支援します

《 現状と課題 》

子どもの確かな学力の習得と心身のバランスのとれた成長を支援する上で、学校教育の充実に対する要望は高まっています。

このため、基礎・基本的な学習内容の定着とともに、総合的な学習の時間における指導内容の充実などが求められます。

また、就学前教育の場として幼稚園への関心も高いことから、幼稚園における特色ある事業運営を促進するとともに、幼保一元化[※]の動きも見極めながら幼児教育の充実を図っていく必要があります。

《 行動目標 》

基礎・基本的学力の確実な定着とともに、子ども一人一人の個性や能力を伸ばすことを主眼に、家庭、地域とも連携しながら特色ある学校教育の推進や地域に開かれた学校づくりをめざします。

①個性と生きる力を伸ばす教育の推進	学習指導要綱を基本としつつも、少人数指導、習熟度別指導などの指導体制の充実や特色ある教育の実践に努めます。
②心のふれあいと感動のある学校教育の推進	地域との交流を通じて子どもたちの協調性や社会性を高めるため、地域のさまざまな社会資源を生かしたふれあい交流活動を促進します。
③信頼される開かれた学校づくり、安全な学校づくりの推進	幼児教育や学校教育に対する期待の高まりに対応し、教職員の一層の資質向上に努めていくとともに、地域との新たな連携・協力体制を確立します。 また、地域と連携しながら安全な学校づくりに取り組みます。

[※] 幼保一元化：学校教育法に基づく教育施設である「幼稚園」と児童福祉法に基づく保育施設である「保育所」の法的な垣根をはずし、両施設機能を一体的に配置することにより、就学前の子どもにふさわしい保育・教育を提供しようとする考え方。現在、「職員の配置基準を幼稚園と同じにする」「保育所に設置が義務づけられている給食の調理室を廃止する」などの議論が進められている。

(4) 子どもの豊かな体験機会を充実します

《 現状と課題 》

子どもの行動様式は変化し、家の中など限られた空間だけで過ごすことが多くなったり、子ども同士が集団で過ごす機会が減少し少人数の人間関係にとどまる傾向が強まっていると言われます。

このことは、社会性や協調性など人間関係を築く上で必要な実体験の機会を減少させていることが指摘されています。

このため、豊かな自然環境などを活用した自然体験を通じた遊びや学習の機会を充実し、異年齢児などさまざまな人とのかかわりの中で他人を思いやる心や豊かな人間性、自主性を育む環境づくりに取り組むことが必要です。

《 行動目標 》

少子化の進行などによって、乳幼児とのふれあいをはじめ、さまざまな遊びの体験、学びの機会が減少していることをふまえ、成長段階に応じた多様な体験、学びの場の充実をめざします。

また、地域活動の活性化やボランティア活動への参加促進などを通じて、子どもと地域とのかかわる機会を充実します。

①成長段階に応じた乳幼児とのふれあいの促進	学校教育や社会教育、地域活動などさまざまな機会をとらえ、子どもたちが乳幼児とふれあう機会を充実します。
②高齢者や障害のある人との交流事業の推進	子どもたちが高齢者や障害のある人とふれあう機会を充実し、ノーマライゼーション*の普及、福祉意識の向上に努めます。
③地域文化の伝承による地域活性化の推進	地域それぞれに昔から伝わる遊びや行事、伝統芸能、伝統技術などを広く子どもたちに継承するため、伝承事業を充実し、地域の活性化に取り組みます。
④子どもの職場体験機会の充実	子どもたちの就労観を高め、技能の大切さを体感できるよう、地域の理解を求めながら子どもの職場体験の機会を充実します。

* ノーマライゼーション：障害の有無にかかわらず、だれもが対等に生活を営む社会が通常の社会であるという福祉の理念。

⑤子ども自身によるボランティア活動の普及・促進	子どもたちの社会性や協調性、主体性を高めるため、子ども自らが企画し実践する多様なボランティア活動を促進します。
⑥青年期の子育て体験学習の実施	青年期を対象とした子育て体験の機会を設け、母性・父性のかん養と子育てに関する正しい知識の普及に努めます。
⑦豊かな自然や地域の社会資源を活用した多様な体験活動・学びの機会の充実	豊かな自然環境などを活用し、自然体験や自然学習など体験活動や学びの機会を充実します。
⑧PTA、青少年健全育成団体、子ども会等既存団体の活性化	子どもたちの健全な育成を図るため、PTA活動や青少年健全育成団体活動、子ども会などの既存団体の活動の活性化を促進します。

(5) 要保護児童や要支援家庭などを支援します

《 現状と課題 》

障害のある子どもや発達の遅れがある子どもが、地域の中で自立していきいきと暮らしていけるよう、相談支援体制の充実や支援費制度などを通じたサービス提供とともに、ノーマライゼーションの理念のもとに地域ぐるみの支え合いが不可欠です。

また、近年、注目されているLD（学習障害）[※]やADHD（注意欠陥・多動性障害）[※]、高機能自閉症[※]などへの新たな対応が課題となっています。

一方、離婚などからひとり親家庭が増加する傾向にあると言われる中で、特に母子家庭に対する就業支援を中心に、生活自立を支援していく施策を充実するとともに、ひとり親家庭の子どもに対する福祉の向上に努める必要があります。

※ LD（学習障害）：基本的には全般的な知的発達に遅れはないが、聞く、話す、読む、書く、計算する又は推論する能力のうち特定のものの習得と使用に著しい困難を示す様々な状態を指す。

※ ADHD（注意欠陥・多動性障害）：7歳未満に発症するもので、脳の神経学的な機能不全によって、情報をまとめたり注意を集中する能力がうまく働かないなどの症状がみられる。

※高機能自閉症：社会性・思考や想像力・コミュニケーションの領域の障害での自閉症で、高機能自閉症という概念がはっきり定義されているわけではなく、研究者によって定義が異なるが、だいたいIQ70以上くらいの子どもの指すことが多い。

今日、大きな社会問題と化している児童虐待の背景には、さまざまな要因が挙げられていますが、一人で子育てに悩み、孤立してしまっている親の不安定な心理状態から虐待が誘発される場合が少なくありません。

町民アンケート調査の結果でも「思い通りにならないと、つい手をあげたくなる」ことを経験している人がみられます。

このため、親の孤立化を防ぐと同時に、虐待の発生予防から早期発見、早期対応、アフターケアに至る地域ぐるみでの総合的な支援体制が必要であり、児童相談所などの専門機関や保育所、幼稚園、学校、医療機関などとの連携を強化し、また、町民への児童虐待防止法（児童虐待等の防止に関する法律）の啓発に努めていくことが重要です。

《 行動目標 》

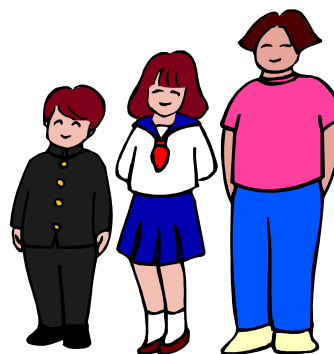
障害のある子どもなど保護・援護が必要な子どもが地域の中で暮らすことができるよう、一人一人の力を伸ばすための事業や相談・支援体制の充実をめざします。また、ひとり親家庭に対し、就労支援や子育て支援を重点にその自立支援をめざします。

①保護者への情報提供や相談体制の充実	<p>障害のある子どもをもつ保護者やひとり親家庭、養育困難家庭に対して効果的な情報提供に努めます。</p> <p>また、保健、医療、福祉、教育などの連携を密にし育児相談、子ども発達相談などきめ細かな相談体制を充実するとともに、早期発見・早期療育のシステムを充実します。</p>
②障害児保育、障害児教育の充実	<p>障害のある子どもが地域の子どもたちとふれあいながら育成されるよう、保育所などでの障害児保育を推進するとともに、学校教育での特別支援教育への取組み、配慮を要する子どもへの支援体制づくりに取り組みます。</p>
③病児及び障害児への支援活動の充実	<p>子育て家庭の保護者の急用や急病など不測の事態に子どもを一時的に預ける病後児保育事業やショートステイ事業、トワイライト事業の実施について、利用ニーズを的確に把握しながら詳細の検討を進めます。</p>
④いじめ等子どもたちの相談体制やケア体制の充実	<p>いじめや不登校などの問題をかかえる子どもに対し、カウンセリング制度などの的確な相談体制とケア体制を充実します。</p>

※ ショートステイ事業：この事業は、子育て中のご家庭において、保護者が入院や通院、出張などの理由で、一時的に家庭で子どもを見られなくなったときに一定期間預かるサービス。

※ トワイライトステイ事業：ショートステイ事業と同様に、子育て中の家庭において、恒常的な残業や通院などのために帰宅が遅くなる場合に夜間子どもを預かるサービス

⑤ひとり親家庭に対する支援	ひとり親家庭の自立を支援するため、経済的な支援の充実を図るとともに、保育、家事支援などの子育て支援サービスの充実を図ります。
⑥児童虐待防止対策の推進	<p>児童虐待防止法に関する周知を図るとともに、虐待防止、見守りなどの地域における連携強化を促進します。</p> <p>また、養育困難家庭などの相談事業を充実するとともに、行政関係機関や医療、教育などの有機的な連携による児童虐待防止や虐待を受けた子どもへのケアのためのネットワークを確立します。</p>



2 喜びとゆとりを実感できる子育てをともに支えあいます

(1) 子育て支援環境を充実します

《 現状と課題 》

少子化傾向の中での保育所への入所希望に加え、近年では、女性の社会進出や就労形態の多様化などを背景に延長保育や夜間保育、休日保育、一時保育など保育サービスへのニーズはますます多様化しています。

また、特に共働きの家庭などにとって子どもの急病時の長期の対応は困難であり、仕事と子育てを両立させるうえでの障害となっている場合も少なくないと考えられます。

こうしたことを受け、子育て家庭の多様な保育ニーズに対応できるよう、子どもの成長段階に応じた保育サービスの充実に取り組むとともに、地域の支えあいによる子育て支援サービスの推進する必要があります。

また、妊娠・出産は、女性にとって心身に著しい変化が生じ、出産後からは「子育て」という重責を担うことになるなど、妊娠・出産期に不安や悩みをもつ人が少なくありません。

このため、子育てについての知識・技術の習得や体験する機会の提供などを通じて妊娠・出産・育児に対する不安の軽減を図るとともに、父親も含めて親になるための育児教育などの機会を充実していくことが必要です。

《 行動目標 》

就学前児童の保育需要を的確に見極めながら、保育所の充実や適正配置に取り組みます。

放課後児童健全育成事業（学童保育）については、利用者の利便性を考慮しその内容の充実をめざします。

小児医療体制の見直しを実施し、親の相談体制の充実を図ります。

①保育所の受け入れ態勢の充実と新たな保育制度への対応	保育ニーズの多様化に対応できるよう、町内全保育所での延長保育の実施のほか、休日保育の実施に取り組みます。
②学童保育の充実	小学校児童をもつ家庭の支援ニーズに対応できるよう、保育内容の充実に努めます。
③救急医療を含む小児医療体制の充実	子どもの急病時に適切に対応できるよう、救急医療を含め小児医療体制の充実を促進します。
④親の育児不安の解消、児童虐待防止のための相談体制の充実	<p>母子保健事業の各種育児相談や育児教室などを通じて親子の交流を図りながら育児にかかわる不安や問題に対する指導相談事業、あるいは個別訪問の充実を図ります。</p> <p>また、保健、医療、福祉、教育などの相談体制の充実と連携により、児童虐待防止に努めます。</p>
⑤妊娠・出産・育児にかかわる総合的な教育・相談の充実	妊娠から出産、その後の育児に関する不安を解消し、育児を通して親も成長できるよう、妊娠・出産・育児に関する正しい知識の普及や父親の育児参加を促す意識啓発など教育分野とも連携し母子保健事業の体系的な展開を図ります。



(2) 子育て家庭の子育て力の向上と母子の健康づくりを支援します

《 現状と課題 》

近年、少子化や核家族化などから、かつてに比べ、育児方法や子どもの発達過程を理解する機会が少なかった親が増えてきていると言われます。

このことが、妊娠・出産・育児にかかわる不安を増大させ、ストレスなど精神的な問題をもっているケースが見受けられます。

このため、今後とも、母子保健事業や医療、あるいは教育分野などとの連携の充実を図り、育児不安を抱える親などを早期に把握し、きめ細かな相談・指導を進めていく必要があります。

《 行動目標 》

子育てに関する悩みや不安などを解消できるよう、関係部署や関係団体の連携を密にし相談・指導體制を充実するとともに、親同士がふれあい、相互に相談し学びあえる機会の充実をめざします。

①民生委員、児童委員、主任児童委員及び保健師、保育士、学校等の連携による指導相談体制の充実	地域に密着した子育て支援にかかわる民生委員、児童委員、主任児童委員や保健師のほか、保育所、学校などの連携を密にし、育児不安などに対する指導相談体制を充実します。
②子育て家庭の親子の集いの機会の充実	育児不安を抱えて孤立することなく、子育てを楽しむことができるよう、親子が集い、交流できる機会を充実します。
③育児学級や家庭教育等の充実	妊娠・出産・育児にかかわる問題を提起し、正しい知識を習得できるよう、母子保健事業や社会教育事業などの連携を図り、育児学級や家庭教育を充実します。
④新生時期の親へのサポート体制の充実	新生児をもつ親の不安を解消し、必要なサービスを適切に利用できるよう、新生時期の親へのサポート体制を充実します。
⑤養育困難な家庭や児童虐待の予防・早期発見早期対応の体制づくり	児童虐待防止法に関する周知を図るとともに、虐待防止、見守りなど地域における連携強化を促進します。 また、養育困難な家庭などに対する相談事業のほか、虐待を受けた子どもへのケア体制づくりに取り組みます。

(3) 子育てを経済的に支援します

《 現状と課題 》

経済情勢の低迷が続く中で、子育てに係る経済的な負担感をもつ人が増えており、アンケート調査結果においても経済的な支援を求める要望が最も強く表れています。今後とも、国・県の制度的支援を求めながら子育て家庭への経済的支援を実施していく必要があります。

《 行動目標 》

子育て世帯への経済的な支援のため、国・県の制度改善を要請しながらその充実に取り組みます。また、次世代育成という意識を事業所に浸透させるための啓発活動を充実します。

①子育てにかかる各種サービスの利用料金の適正化の推進	子育て家庭の経済的な負担を軽減するため、子育て支援のための各種サービスの利用料金について配慮していきます。
②地元企業、事業所に対する子育て家庭への配慮・支援の要請	地元企業や事業所に対する啓発を充実し、子育ての社会化の視点から、育児休暇、看護休暇の取得促進や労働時間への配慮、事業所内保育所の設置などを促進します。
③乳幼児医療制度の拡充の検討	乳幼児の医療費の負担を軽減するため、財政状況を考慮しながら制度拡充について検討します。

(4) 就労している子育て家庭を支援します

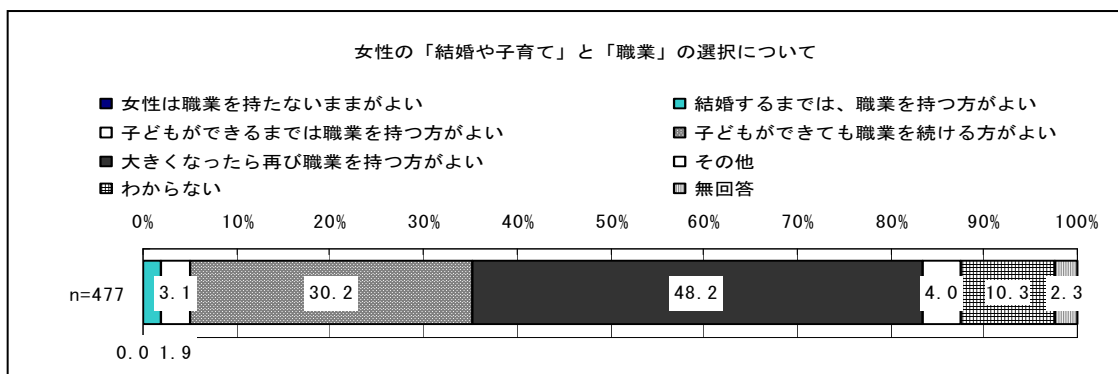
《 現状と課題 》

女性の就業志向が強まっている中で、妊娠・出産がその大きな転機となり、働く意欲はあるものの就労できない状況があります。

また、アンケート調査（就学前児童のいる家庭の場合）によると、女性の就労観では「子どもができて職業を続ける方がよい」や「大きくなったら再び職業を持つ方がよい」と思っている割合が両者併せて8割近くに上るほか（図表29）、今後の就労意向についても何らかの就労を希望する割合が6割を超える（図表30）など、子育て期における女性の就労志向が高い結果となっています。

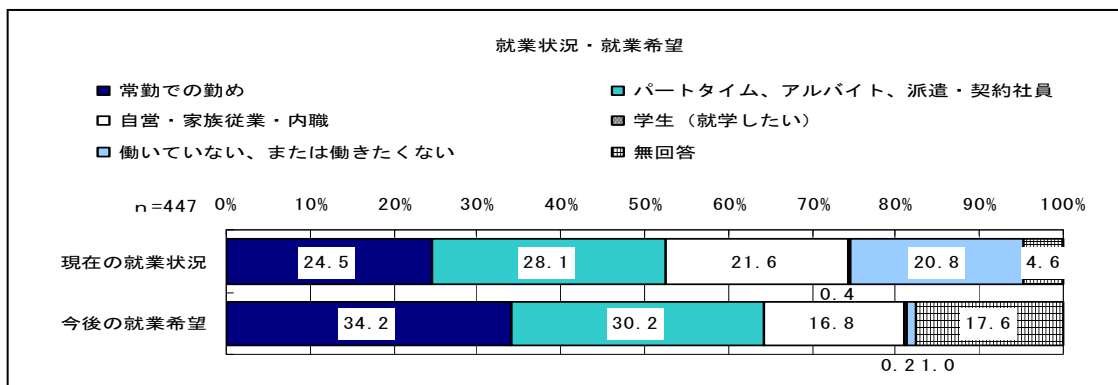
しかし、現実には子育て世帯にとって、就労と育児の両立が困難な場面も少なくなく、その両立を支援する環境づくりが求められています。

図表 29 女性の就労意識（就学前児童のいる家庭の場合）



資料：平成15年度次世代育成支援にかかわる町民アンケート調査結果

図表 30 女性の就労状況と今後の就労意向（就学前児童のいる家庭の場合）



資料：平成15年度次世代育成支援にかかわる町民アンケート調査結果

また、子育てに関する男性の意識も少しづつ変わってきてはいるものの、依然として、「育児は母親の仕事」との意識が男性や社会全体にあり、母親にさまざまな負担が偏ってしまう状況にあります。

このため、男女共同参画社会づくりの一環として、育児を含め家庭生活における男性への参加を事業所などに関する啓発活動を進め、仕事をはじめ女性の社会参加と育児を両立できる環境づくりに総合的に取り組む必要があります。

《 行動目標 》

就労している、あるいは就労希望のある女性が増加し、保育需要が多様化してきていることをふまえ、仕事と育児の両立を支援する保育サービスの充実を図ります。

また、男女共同参画社会づくりの一環として、男女を問わず、子育てに積極的にかかわるよう、町民や事業所などへの啓発活動を進めます。

①就労形態の多様化に対応した延長保育、休日保育などの保育サービスの充実	就労女性の増加や勤務形態の多様化に対応し、仕事と育児が両立できるよう、保育所での延長保育の推進や休日保育の導入など保育サービスの充実に努めます。
②低年齢児の保育需要に対応するための受け入れ体制の拡充	就労をはじめ社会参加する女性が増え、保育ニーズが高まっていることに対応するため、受け入れ体制の充実について検討を進めます。
③就労機会の充実、再就職の促進	子育て中の親の就労機会の充実に取り組むとともに、再就職を希望する女性へのスキルアップの機会の提供や事業所への啓発などに取り組みます。
④子育てへの男女共同参画の促進	男女共同参画にかかわる講演会やセミナーなどを開催し、子育てをはじめ家庭生活への男性の積極的な参加を促進します。

3 子育て・子育てを支える安心安全な環境をともに築きます

(1) 子供の目線に立った遊び場づくり、居場所づくりに取り組みます

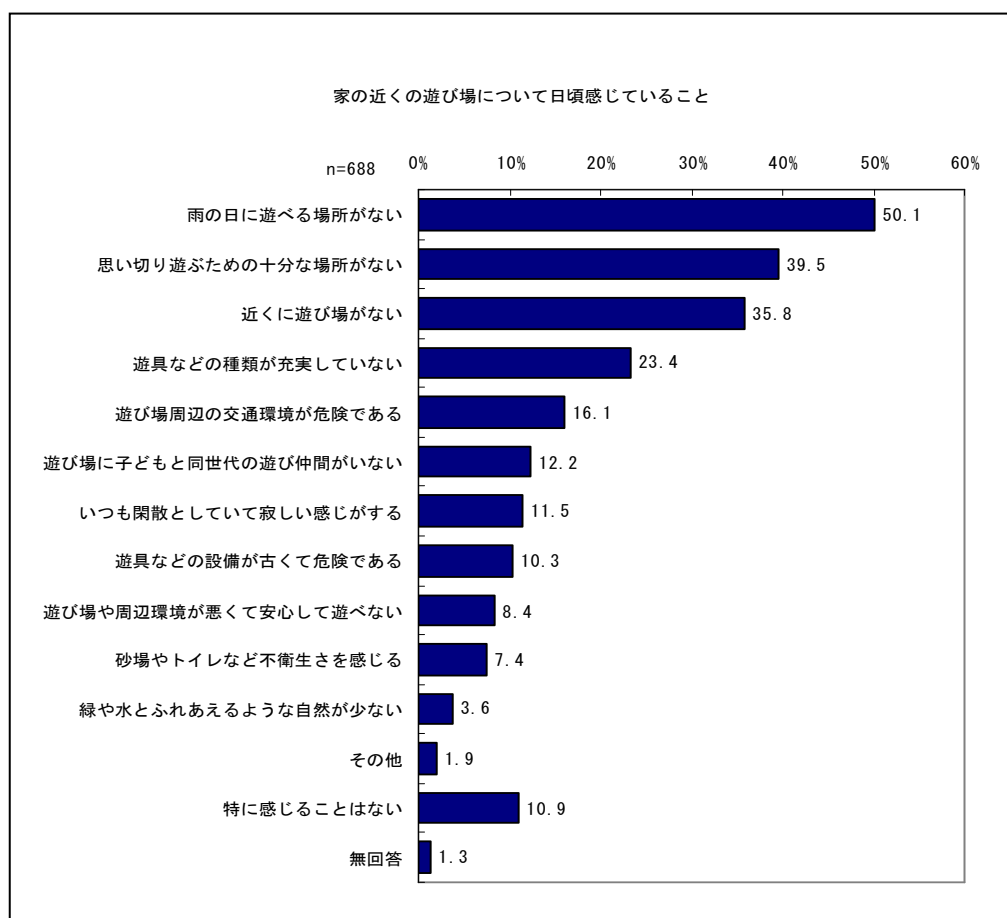
《 現状と課題 》

子どもの身近な遊び場に対しては安全で衛生的な環境づくりとともに、雨の日にも利用できる室内の遊び場の確保が求められています。

さらに中高生にとっては、放課後や休日にみんなで集う場所が不足していることが挙げられています。

このため、既存施設の柔軟な運営などを通じて、中高生などが自由に集い、楽しむ場の提供が求められています。

図表 31 身近な公園・遊び場に対する評価（小学校児童のいる家庭）



資料：平成 15 年度次世代育成支援にかかわる町民アンケート調査結果

《 行動目標 》

身近な遊び場や室内の遊び場などに対する要望の高さをふまえ、子ども同士の協調性や社会性を育む場となる安全な遊び場づくりを子どもの目線に立って計画的に整備していきます。

また、中高生を含め、子どもたちが気軽に使用し、集うことができる「居場所づくり」をめざします。

①身近な公園の環境整備の推進	身近な公園について遊具の整備やその安全性の確認をはじめ、明るく清潔な環境づくりを推進します。
②子どもの立場に立った遊び場づくりの推進	遊び場が有効に活用されるよう、子どもの意見を反映させる仕組みづくりなど、子どもの立場に立った遊び場づくりに取り組みます。
③既存施設の活用と柔軟な運営による居場所づくり	子どもの遊びの拠点施設として、既存の公共施設の有効活用や柔軟な運営を図り、子どもの居場所の提供に取り組みます。
④放課後や休日の学校施設の開放促進	放課後や休日に身近な遊び場を提供するため、学校施設の開放を促進します。
⑤地域こども教室事業の推進	子どもがのびのびと安心して集える活動の場を確保し、大人も子どもも自由に参加できてような、遊び、まなび、ふれあう機会を充実します。

(2) 子育てにやさしいバリアフリーの安全なまちづくりを進めます

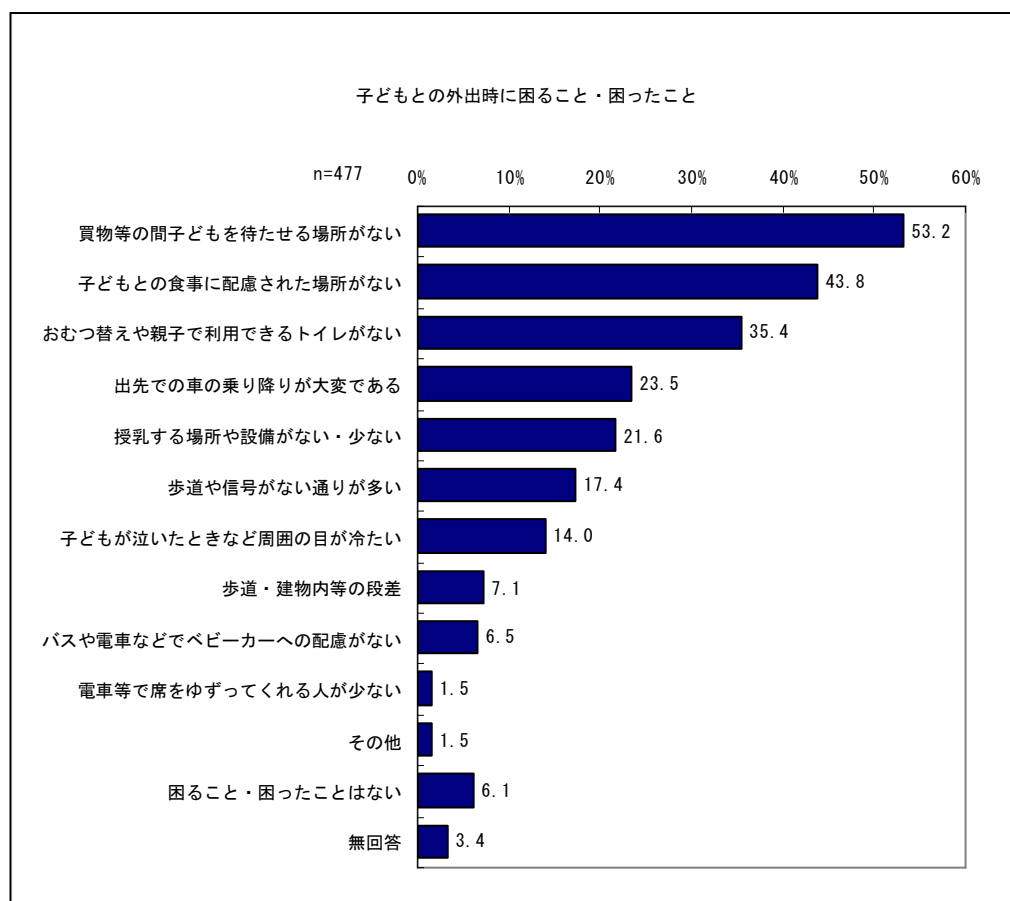
《 現状と課題 》

子育て家庭の中で、公共施設や公共交通機関などを利用するにあたって、不自由さを感じている人が多くみられます。

このため、子育て支援の観点から、地域一体となって社会環境全体にわたるバリアフリー化を進める必要があります。

同時に、連れ去りなど、子どもを対象とした犯罪が全国的に増加する傾向にあることから、地域ぐるみでの安全な社会づくりに取り組むことが必要です。

図表 32 子ども連れで外出する時に困ること(就学前児童のいる家庭)



資料：平成15年度次世代育成支援にかかわる町民アンケート調査結果

《 行動目標 》

乳幼児をはじめ子連れでも安心して外出し、施設利用ができるよう、高齢者や障害者を対象とした福祉のまちづくり事業と連携し、子どもや子育て家庭にやさしい子育てバリアフリーのまちづくりに取り組みます。

また、子どもが安心して行動できるよう、安全なまちづくりに地域一体となって取り組みます。

①交通環境のバリアフリー化の推進	公共交通機関について関係機関と連携を図りながら、バリアフリー化を促進します。
②子育てしやすい居住空間のバリアフリー化の推進	子育て家庭にとって暮らしやすい安全な居住環境づくりについて検討していきます。
③公共施設等のバリアフリー化の推進	道路や公共施設をはじめ、多くの人が利用する施設を中心に、子どもや子供づれにやさしいバリアフリー化を推進します。
④子どもにとって安全な社会環境づくり	<p>子どもにとって安全な空間づくりのため、「子どもヒヤリハット事業」を通じて子どもの目線から見た危険箇所の発見や「ヒヤリハットポイント・マップ」の作成などを通じて子どもたちの危険予測や危険回避能力の向上を図ります。</p> <p>また、地域での見守り活動の普及拡大とネットワーク化を推進します。</p>
⑤交通安全対策の推進	交通安全教育の充実とともに、チャイルドシートの普及・利用促進に関する意識啓発を図ります。

(3) 町民の意識を高め、地域の子育て力・子育て力を高めます

《 現状と課題 》

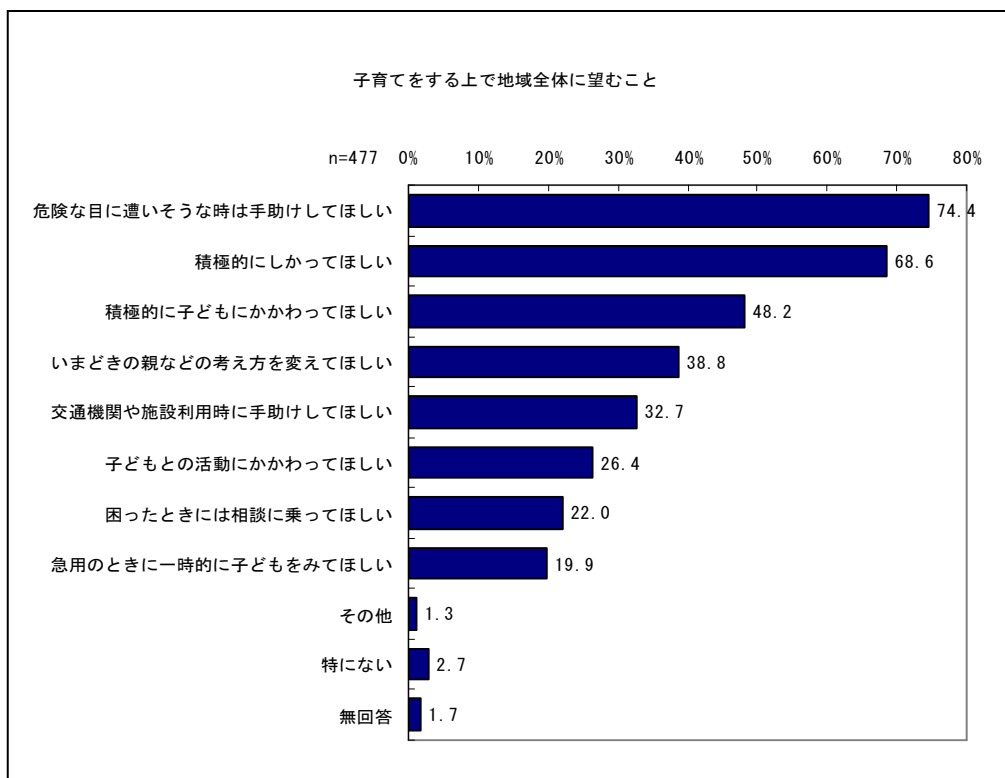
子育てはそれぞれの家庭が第一義的な責任を負うものの、地域を挙げて、子育てや子育てを支援していくことが求められます。

こうした機能は、かつて地域が有するものとして確立されていましたが、核家族化などの進展から、その本来の機能が希薄となってきています。

このため、町民の意識高揚を図り、相互扶助意識に基づく地域としての子育て力や子育て力を再生していく必要があります。

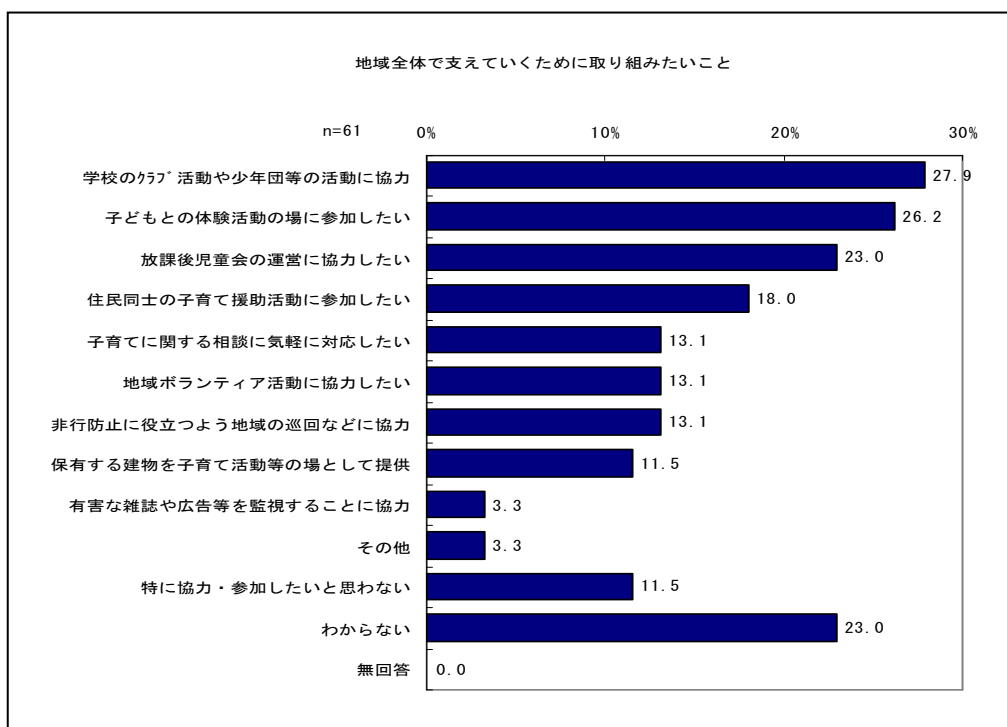
また、子育て・子育てにかかわる支援策を総合的に進めるためには、福祉部門を中心に施策の充実と相互連携を強化することはもとより、住民が積極的にかかわる実践的な活動を働きかけ、地域との適正な役割分担のもとに相互に連携していくことが必要です。

図表 33 子育て家庭からみた地域への期待



資料：平成15年度次世代育成支援にかかわる町民アンケート調査結果

図表 34 一般町民からみた子育ての地域支援のあり方



資料：平成15年度次世代育成支援にかかわる町民アンケート調査結果

《 行動目標 》

次世代育成支援の必要性について住民各層の意識を高めていくとともに、次世代育成にかかわる情報の共有化を図り、町民による主体的な活動を広めながら地域としての子育て力、子育て力の再生・向上をめざします。

①次世代育成支援にかかわる情報の提供	子育て家庭の活用はもとより、地域での子育て支援活動を広めるため、子育てマップ、子育てガイドブックの作成やホームページの活用について検討を進めます。
②地域における子育て支援ネットワーク形成の支援	地域ごとに子育て支援のネットワークづくりを進めたため、その支援策を講じます。
③地域子育て相互支援事業の利用促進と子育て支援者の育成	社会福祉協議会で運営されている「地域子育て相互支援事業」の周知と利用促進を図ります。 また、子育て経験者などの活用を図り、子育て支援者を育成します。
④子育てボランティアの育成支援	地域における子育て支援活動を促進するため、関係団体等と連携し、子育て経験者など子育てボランティアを育成支援します。

第6章 計画の推進のために

1 計画の推進体制を確立します

この行動計画に沿って、着実に施策事業を推進できるよう、また、施策間の効果的な調整が行われるよう、庁内の推進体制を確立するとともに、住民を含めた計画の進行管理を行います。

①地域協議会等を通じた住民意見の聴取	地域協議会（策定委員会）を基盤に、計画の進行管理とともに、施策・事業の実施に際して住民意見の聴取に努めます。
②全庁横断的な計画推進体制の確立	子育て支援、次世代育成支援の視点から関連する施策・事業の調整を図るなど、計画推進のための全庁的な取り組み体制を確立します。

2 サービス提供体制を整備・充実します

町内の保育園や幼稚園、学校、家庭、地域社会、社会福祉協議会、企業、団体等との連携により、計画を推進します。

また、保健所や児童相談所などとも連携を深めながら計画的な施策の推進に取り組めます。

地域においては民生委員・児童委員の協力を得ながら、きめ細かなニーズの把握とサービス提供に努めるほか、町内会等の自治組織、保健婦、保育園の保育士、学校の教育担当者等の連携により社会全体での子育て支援体制づくりに努めます。

なお、財政面での厳しい状況をふまえ、民間活力の活用に努めます。

3 平成 21 年度までの主要事業の目標

国の策定指針では、次世代育成支援のための主要事業の目標設定を求めており、これに沿って、計画期間である平成 21 年度までに主要事業（サービス）の目標を次表のとおり掲げ、その達成をめざします。

図表 35 平成 21 年度までの主要事業の目標

数値目標対象事業名		平成16年度	平成21年度
1	通常保育事業	受入児童数 328人	受入児童数 290人 (3か所)
2	延長保育事業	120人 (3か所)	100人 (3か所)
3	夜間保育事業	未実施	今後、ニーズに応じて 実施検討
4	子育て短期支援事業 (トワイライトステイ)	未実施	町外施設に委託、ま たは子育て相互支援 事業等で対応
5	子育て短期支援事業 (ショートステイ)	未実施	町外施設に委託、ま たは子育て相互支援 事業等で対応
6	休日保育事業	未実施	20人 (1か所)
7	放課後児童健全育成事業	70人 (2か所)	80人 (2か所)
8	乳幼児健康支援一時預かり事業 (病後児保育)施設型	未実施	子育て相互支援事業 等で対応
9	一時保育事業	受入定員15人	受入定員15人 (3か所)
10	特定保育事業	未実施	子育て相互支援事業 等で対応
11	ファミリーサポートセンター事業	未実施	子育て相互支援事業 で対応
12	地域子育て支援センター事業	未実施	今後検討
13	つどいの広場事業	未実施	今後検討

資料編

1. 太良町次世代育成支援行動計画策定委員会の委員名簿

(敬称略、順不同)

団体名	氏名	備考
児童福祉施設関係者		
いふく保育園	菅原 貞春	
多良保育園保護者	松島 珠代	
大浦児童館	赤木 久美子	
油津児童館保護者	峰下 ふみ子	
学校等の関係者		
大浦小学校	岩永 もと子	副会長
大浦小学校保護者	副島 敬三郎	会長
大浦幼稚園	川内 恵美	
大浦幼稚園保護者	牟田 千鶴	
社会福祉団体の関係者		
社会福祉協議会	中村 秀貴	
地域婦人会	末田 多美江	
学識経験者		
主任児童委員	村上 美保子	
主任児童委員	江崎 順子	
母子保健推進委員	瀧川 文子	
公募委員	山崎 明子	

2. 用語説明

(以下の用語説明は、本編の掲載順としています。)

■ 合計特殊出生率：

15～49歳の女子の年齢別出生率を合計したもので、1人の女子が一生の間に産むと想定される子どもの数に相当します。人口規模を維持するために必要な合計特殊出生率の水準、「人口の置換水準」は2.07となっています。

■ パラサイト・シングル：

定職、無職にかかわらず、若者がいつまでも親に依存し、自立しない現象を指す。

■ フリーター：

フリー（自由）とアルバイトが結合した言葉であり、会社などの正社員や職員として組織に所属せずに、恒常的なアルバイトなどを主な収入源とする人を指す。

■ ニート（NEET）：

Not in Employment, Education or Training の略で、「職に就いていず、学校機関に所属もしていず、そして就労に向けた具体的な動きをしていない」若者を指す。

■ 子育て：

この計画では、子ども自身が自らの力で大人へと自立することをいう。

■ 思春期やせ症：

「摂食障害」と呼ばれる思春期に多い心の病であり、過度なダイエットなどが原因で標準以下の体重低下、さらには栄養失調状態に陥ることがある。「拒食症」や「過食症」がこれにあてはまる。

■ スローフード運動：

イタリア北部の町から起こった運動で、ハンバーガーなどのファーストフードに対峙する考え方として、「消えつつある郷土料理や質の高い小生産の食品を守ること」、「質の高い素材を提供すること」、「子どもたちを含めた消費者全体に、味の教育を進めていこと」を提唱している。

■ ブック・スタート事業：

「親子の心のきずなづくり推進事業」の1つで、本の読み聞かせを通して子どもに心安らかな発達と親子の心のきずなづくりを図り、子育てを楽しめる育児環境づくりを推進することを目的としている。

■ 幼保一元化：

学校教育法に基づく教育施設である「幼稚園」と児童福祉法に基づく保育施設である「保育所」の法的な垣根をはずし、両施設機能を一体的に配置することにより、就学前の子どもにふさわしい保育・教育を提供しようとする考え方。現在、「職員の配置基準を幼稚園と同じにする」「保育所に設置が義務づけられている給食の調理室を廃止する」などの議論が進められている。

■ ノーマライゼーション：

障害の有無にかかわらずだれもが対等に生活を営む社会が通常の世界であるとの理念。

■ LD（学習障害）：

基本的には全般的な知的発達に遅れはないが、聞く、話す、読む、書く、計算する又は推論する能力のうち特定のものの習得と使用に著しい困難を示す様々な状態を指す。

■ ADHD（注意欠陥・多動性障害）：

7歳未満に発症するもので、脳の神経学的な機能不全によって、情報をまとめたり注意を集中する能力がうまく働かないなどの症状がみられる。

■ 高機能自閉症：

社会性・思考や想像力・コミュニケーションの領域の障害での自閉症で、高機能自閉症という概念がはっきり定義されているわけではなく、研究者によって定義が異なるが、だいたいIQ70以上くらいの子どもの指すことが多い。

■ ショートステイ事業：

子育て中のご家庭において、保護者が入院や通院、出張などの理由で、一時的に家庭で子どもを見られなくなったときに一定期間預かるサービス。

■ トワイライトステイ事業：

子育て中の家庭において、恒常的な残業や通院などのために帰宅が遅くなる場合に夜間子どもを預かるサービス

■ ファミリーサポートセンター事業：

子育ての手助けをお願いする人と子育ての手助けができる人が登録し、必要な時に調整しながら地域の中で住民同士がささえあう会員制の住民互助活動。

